

## 予算特別委員会記録

○日 時 令和4年3月7日 午前9時30分～午後4時54分

○場 所 議 場

○出席委員

2番	眞 茅 弘 美	委員長	3番	上 迫 正 幸	副委員長
4番	沖 園 強	委員	5番	禰 占 通 男	委員
6番	城 森 史 明	委員	7番	吉 松 幸 夫	委員
8番	豊 留 榮 子	委員	9番	立 石 幸 徳	委員
10番	下 竹 芳 郎	委員	11番	中 原 重 信	委員
12番	東 君 子	委員	13番	清 水 和 弘	委員
14番	吉 嶺 周 作	委員	議長	永 野 慶 一 郎	

### 【議 題】

議案第10号 令和4年度枕崎市一般会計予算

[議会費～衛生費] [労働費～土木費]

## △議案第10号 令和4年度枕崎市一般会計予算

○委員長（眞茅弘美） ただいまから本日の予算特別委員会を開会いたします。

本日から、各会計の令和4年度当初予算の審査に入ります。

審査の順序につきましては、4日に配付いたしました令和4年度当初予算の審査順序表により審査を進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

まず、議案第10号令和4年度枕崎市一般会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第10号令和4年度枕崎市一般会計予算について、別冊で提出してあります当初予算のあらましで、概略御説明いたします。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として市長が掲げた重点施策の推進と、「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、第6次総合振興計画の各分野における取組を着実に進めるとともに、第2期地方創生総合戦略にかかる施策、ポストコロナを見据えた産業振興と「新たな日常」の実現、国からも課題として挙げられている行政のデジタル化等への対応、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感を持って取り組んでいくこととしました。

当初予算のあらましの2ページをお開きください。

2 予算の規模の一般会計の欄を御覧ください。

令和4年度一般会計予算の規模については、151億3,340万円で、前年度と比較して3,090万円の増、率にして0.2%の増となっています。予算額が前年度より増加したのは、5年連続となります。この予算規模は、当初予算としては過去最高の規模となっています。

増減の主な理由としては、普通建設事業費の補助事業が橋りょう補修事業や小学校長寿命化改良事業、谷原団地建替事業等の増はあったものの、食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業が大きく減少したため3億4,921万3,000円の減となっていますが、補助費等において、広域での新クリーンセンターの本格着工に伴い、南薩地区衛生管理組合負担金が2億0,655万2,000円増加しているほか、国民健康保険や介護保険特別会計等への繰出金の増により繰出金が6,713万2,000円の増となっています。

そのほか、普通建設事業費の単独事業においては、南浜館の収蔵庫増築などが減となったものの、市民会館や本庁舎、消防庁舎等の老朽化対策を含めた改修事業を進めるとともに、消防団の消防ポンプ自動車等の更新や火之神公園の駐車場を整備するほか、環境整備のための火之神地区の養豚場跡地購入などで8,392万2,000円の増となっています。

23ページをお開きください。

歳出予算を性質別に前年度予算額と比較して、御説明いたします。

表の下から3段、歳出合計内訳の欄を御覧ください。

まず、義務的経費は、59億4,281万5,000円で、人件費が、消防団員の出勤報酬の条例改正や会計年度任用職員の増により報酬などで増の理由はあったものの、一般職人件費の減などで総額では減、扶助費が子ども・子育て支援教育保育等給付費や生活保護費、児童手当の減などで減となり、公債費は増となりましたが、義務的経費全体では、前年度と比較して1,616万3,000円の減、率にして0.3%の減となっています。

なお、公債費は、最近6年間の繰上償還の推進、借入利率の低水準などで減の要素はありましたが、ここ数年借入額が大きくなってきた過疎対策事業債の償還元金が6,000万円程度増加した

影響等もあり、増となっており、今後も公債費は増加していくと推計しています。

予算総額に占める義務的経費の割合は39.3%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっています。

投資的経費は15億4,373万9,000円で、普通建設事業費において、補助事業費が、橋りょう補修事業、小学校長寿命化改良事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、市営住宅建設事業などの増はあったものの、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の減が大きかったことなどで、3億4,921万3,000円の減とはなっていますが、単独事業費が、南浜館の収蔵庫増築を含む改修事業などの減があったものの、市民会館改修事業、消防団の消防ポンプ自動車等の更新、火之神地区土地取得事業、地域介護基盤整備事業などの増により8,392万2,000円の増となっています。

県営事業負担金は、急傾斜地崩壊対策事業負担金、農村地域防災減災事業負担金などの増により756万6,000円の増となっています。

災害復旧事業費は、枠としての1,600万円を計上しており、投資的経費全体では、前年度と比較して2億5,924万6,000円の減、率にして14.4%の減となっています。

予算総額に占める投資的経費の割合は10.2%で、前年度に比べ1.7ポイント低くなっています。

その他の経費は、76億4,684万6,000円で、広域での新クリーンセンターの本格着工に伴い、南薩地区衛生管理組合負担金が増加した影響などで、補助費等が大きく増加したことに加え、物件費が、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などの減の影響はあったものの、ふるさと納税返礼事業、枕崎国際芸術賞展開催経費などの増で増。

繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金や介護保険特別会計繰出金の増が大きいところです。そのうちの国民健康保険特別会計繰出金の増は、これまで行っていた国保会計内での歳入欠陥補填収入の計上を取りやめ、財源不足額の全額を当初予算時点から一般会計からの繰入れにより措置したことによるものです。

その他の経費全体では、前年度と比較して3億0,630万9,000円の増、率にして4.2%の増となっています。予算総額に占めるその他の経費の割合は50.5%で、前年度に比べ1.9ポイント高くなっています。

歳出予算における目的別の前年度予算額との比較につきましては、22ページに掲載してありますので、御参照ください。

次に、歳入予算の主な増減について、御説明いたします。

21ページをお開きください。

まず、款番号1の市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、21億4,333万7,000円を計上しており、前年度と比較して7,684万6,000円の増、率にして3.7%の増となっています。

款番号9の地方特例交付金は、1,400万円を計上しており、前年度にあった自動車税や軽自動車税の減収補填特例交付金や新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減の影響で、前年度と比較して1,040万円の減、率にして42.6%の減となっています。

款番号10の地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、36億6,500万円を計上しており、前年度と比較して2億3,500万円の増、率にして6.9%の増となっています。

このうち普通交付税は、予算上では2億3,500万円増の32億6,500万円を計上しており、前年度当初算定結果との比較では、6,595万3,000円の減であります。留保分の7,000万円を加えて現段階では400万円程度の増を見込んでいます。

なお、この後に説明する臨時財政対策債は、予算上では2億7,360万7,000円減の1億0,773万8,000円を計上しており、普通交付税との合計額で前年度当初予算と比較すると、予算上では3,860万7,000円の減となっています。

款番号14の国庫支出金は、17億0,363万2,000円を計上しており、新型コロナウイルスワクチ

ン接種体制確保事業の減はあったものの、公共事業の橋りょう補修事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、小学校長寿命化改良事業などの増などにより、前年度と比較して2,684万2,000円の増、率にして1.6%の増となっています。

款番号15の県支出金は、9億3,003万4,000円を計上しており、地域介護基盤整備事業、種子島周辺漁業対策事業などの増はあったものの、公共事業の食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業、畜産クラスター事業などの減により、前年度と比較して5億0,520万8,000円の減、率にして35.2%の減となっています。

款番号17の寄附金は、ふるさと応援寄附金については前年度と同額の29億円を見込み、29億4,600万円を計上しており、前年度と同額となっています。

款番号18の繰入金金は、財政調整基金や減債基金、ふるさと応援基金などからの繰入れで、14億5,370万1,000円を計上しており、前年度と比較して1億1,930万円の増、率にして8.9%の増となっています。

款番号20の諸収入は、日本海事科学振興財団助成金の増などにより、2億1,266万1,000円を計上しており、前年度と比較して2,761万9,000円の増、率にして14.9%の増となっています。

款番号21の市債は、12億2,633万8,000円を計上しており、南浜館の収蔵庫増築を含む改修事業や総合体育館、立神地区公民館、サン・フレッシュ枕崎、消防庁舎等の老朽化対策を含めた改修事業、高規格救急車更新事業などの減に加え、臨時財政対策債の借入額が2億7,360万7,000円減少する見込みであるなど、減の影響は大きかったものの、南薩地区衛生管理組合の新クリーンセンター施設整備の増、市民会館整備事業、消防団の消防ポンプ自動車更新事業のほか、道路や橋りょう、公園、公営住宅などの老朽化対策等の影響により、前年度と比較して5,289万3,000円の増、率にして4.5%の増となっています。

また、ただいま説明しました以外の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

次に、歳入予算の財源構造について御説明いたします。

2ページに戻っていただいて、3の財源構造を御覧ください。

自主財源は、69億3,564万9,000円で、分担金及び負担金等は減となっているものの、繰入金や市税、諸収入などの増により、前年度と比較して2億0,912万9,000円の増、率にして3.1%の増となっています。自主財源の歳入全体に占める割合は45.8%で、前年度に比べ1.3ポイント高くなっています。

一方、依存財源については、81億9,775万1,000円で、地方交付税や市債、国庫支出金などは増となったものの、県支出金の大幅な減により、前年度と比較して1億7,822万9,000円の減、率にして2.1%の減となっています。依存財源の歳入全体に占める割合は54.2%で、前年度に比べ1.3ポイント低くなっています。

また、一般財源は、67億8,464万円で、地方交付税や市税、法人事業税交付金などが増になったものの、市債のうち臨時財政対策債、繰入金のうち財政調整基金繰入金などが減となったことにより、前年度と比較して3,846万6,000円の減、率にして0.6%の減となっています。一般財源の歳入全体に占める割合は44.8%で、前年度に比べ0.4ポイント低くなっています。

特定財源は、83億4,876万円で、県支出金の大幅な減はあったものの、市債、繰入金のうち、ふるさと応援基金繰入金が増加していることなどにより、前年度と比較して6,936万6,000円の増、率にして0.8%の増となっています。特定財源の歳入全体に占める割合は55.2%で、前年度に比べ0.4ポイント高くなっています。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入の構成比並びに歳出の目的別、性質別の構成比について、グラフを用い、それぞれ表示してありますので御参照ください。

続いて、5ページをお開きください。

5ページから19ページまでは、当初予算の主な施策の内容を議会費から予備費まで款ごとに整理してあります。また、令和4年度の新規事業については、米印を付してあります。

冒頭の増減理由で申し上げなかった事業で、今年度の特徴的な事業としましては、議会費の議会タブレット端末導入整備事業、総務費の空き家再生等推進事業補助や地域電力推進事業の官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援業務委託、地域おこし協力隊推進事業のうちスポーツ交流推進のための協力隊員、地域の魅力創出検討事業委託、地域デジタル化推進事業、民生費の保育所入所者負担金軽減や保育所等遊具等整備事業補助、保育所等入所児童おむつ給付事業、衛生費の地域猫活動推進事業、ごみ処理中継施設整備事業、農林水産業費の遠洋かつお一本釣り漁船感染症拡大防止対策事業補助、教育費のタブレット用学習ソフト経費、「輝け！夢・命」推進事業、野球場ステージを活用した自主文化事業やスポーツ教室等開催事業委託などをお願いしております。

なお、市民会館の管理棟の改修工事においては、避難所として、また、建物内で活用されていないスペースを有効に活用できるよう改修に取り組んでいく予定です。

また、歳入の分担金及び負担金での関連になりますが、民生費における幼児教育無償化の対象外であるゼロ歳から2歳までの乳幼児に係る保育料について、これまでの軽減幅を拡充して国の基準額の半額にまで保護者の負担を軽減する措置も行っています。その関係もあり、負担金収入が減少しております。

24ページをお開きください。

地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費について、令和4年度当初予算分を掲載してあります。

地方消費税交付金の社会保障財源化分の収入につきましては、2億5,410万円を見込んでおり、社会保障施策に要する経費は39億7,921万9,000円となっており、前年度より2,828万3,000円の増、一般財源で2,854万6,000円の増となっています。

25ページをお開き下さい。

25ページから27ページまでは、本市の財政規模の推移、国の予算の推移、地方財政計画の推移について、それぞれ掲載してありますので、御参照方をお願いします。

以上、令和4年度枕崎市一般会計予算について、概略御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされますようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

〔議会費～衛生費〕

○委員長（眞茅弘美） まず、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

予算書の42ページから87ページまで、あらましの5ページから11ページまでとなります。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 当初予算あらましの総務費の部分ですね、この7番の危険空家等対策経費についてなんですけどね。令和3年度は331万1,000円から816万7,000円に増加している状況だと思うんですけど、昨年度利用された空き家数及び空き家を利用する年齢層などはどのようになっているんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 今、13番委員のお尋ねの件、あらまし上では危険空家対策関係経費ということをお示しいただいたところですが、利用者数ということは、空き家バンクのものと捉えてよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

空き家バンクにつきましては、令和3年度の実績が現段階ですが、20件の登録と11件の契

約成立という実績が上がっております。

申し訳ございませんが、今私の手元にある資料でその年齢とか世代とかそこら辺は把握していないところでございます。

○13番（清水和弘） 空き家数のこれだけ契約とかあったということは、空き家数は減少したと思うんですけど、今後、残っている空き家の数はどうなっているの、使える空き家ですね。

○企画調整課長（堂原耕一） 空き家の件数につきましては、以前からも総務課のほうで御説明させていただいている部分があると思うんですが、空き家基本計画のほうで、まず計画策定の際に基本的な調査をいたしまして、その後、国の統計情報であります住宅土地統計調査において住宅として使われているか、そうでないかというような調査が行われますので、その件数で、全体をその統計調査で押さえていると申しますか、その統計調査の数字が今知り得る本市の空き家の現状に一番近いものなのかなと考えております。

件数そのものは、今13番委員からも御指摘があったとおり、空き家バンクの取組でありますとか、いわゆる危険空家については、そういう取壊しに関する助成事業、そちらのほうも今年度かなりの件数の実績が上がっていて、その件数もだんだん増えてきている状況だと思っておりますので、その分においては減少しているかと思えます。

住宅土地統計調査を基にした空き家の件数というのが、実際今どの程度と見込まれるのか、そういった形での分析を少なくとも企画調整課のほうでは行っておりませんので、参考になるかどうかというところはあれなんですけれど、今最新の住宅土地統計調査が平成30年度の空き家率というところまでは出ております。そちらのほうで申し上げますと、こちらが抽出調査で推計値にはなるんですが、ある程度現実に近い数字だと思います。

空き家率そのものは、平成20年が15.9%、そして平成25年が17.2%、そして平成30年が19.4%ということで、やはり高齢化であったり、人口減少というところに伴いまして、増えてはいるところでございます。その傾向にあるところが、このデータからはうかがえるところでございます。

○13番（清水和弘） 私、行政のほうにも話をしたんですけどね、最近市内を回ったときに、町名を言うたら悪いんでしょうけど、街のほうはすごく空き家が増えてきとるんですよ。その辺は把握しとるんでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 総務課のほうでは、危険空家を中心にずっと見て回っているんですけども、確かに委員のおっしゃるとおり、駅周辺、街のほうは、そういった空き家が増えてきているということは感じているところです。

○13番（清水和弘） 空き家が多くなるとこののを感じておるといことですけど、それに対する何か対応とか対策は考えていないんですか。

○総務課長（本田親行） 空き家全体の把握というのは、空き家基本計画を作成するときに730万円程度の補助金を活用する中で全戸調査を行っております。

先ほど企画調整課が申しあげました住宅土地統計調査の空き家数についても、そういった全戸調査を毎年度行うことは困難なことから、推計による空き家率を申したところです。

総務課につきましては、住民に危険を及ぼすような危険空家については、情報提供をいただくなどして把握をし、また、危険空家については所有者等にその状況をお知らせしたり、また補助金のお知らせ等を行って、解体を促進しているところでございます。

○13番（清水和弘） 昨年度ですね、この危険空家の解体数はどれぐらいなんですか。

○総務課参事（平田寿一） 危険空家について申しますと、令和2年度が23戸解体をしております。そのうちの20棟が補助金を使って解体をしています。

今年度におきましては、2月15日現在で38棟解体をしております、そのうちの32棟が補助金を使って解体しているところです。

○総務課長（本田親行） 解体補助の制度を平成25年から設けたわけなんですけれども、10戸を下回るような補助金の活用で推移しておりました。

平成29年度に初めて10戸を超えまして、令和2年度の台風10号のときに空き家がやられたということを契機に、また、固定資産の納税通知書を発するとき、補助制度の活用についてのお知らせをしたり、また毎年度、危険空家として認定された住宅については調査を行って、その状況の写真を撮るなどして、所有者には注意喚起を行ってきております。

そういうこともありまして、ただいま参事が申しましたように、令和2年度が23棟、令和3年度が現時点で38棟と大きく補助金が活用されてきております。

当初予算が今回大きく増額しておりますのも、当初から予算を大きく見込む中で、解体を促進していこうということで、予算を財政課のほうにもお願いしているところでございます。

○13番（清水和弘） 危険空家で所有者が不明とかいう物件はないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 現在、2棟ございます。相続を放棄したりとか、あとまた所有者等が亡くなられて、そういった相続の関係を追跡しているところですけど、2棟ございます。

○13番（清水和弘） 相続放棄した危険家屋については、どのような対応を行政はしていくのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 戸籍等でそういった相続がつながっていきますので、ちょっと時間はかかるんですけど、そうやってたどっていく。そしてたどり着いたところでそういった情報を提供して、適切な管理をしていただくということをしていきます。

○総務課長（本田親行） 昨年度の台風で倒壊いたしました新町地区の住宅がございました。こちらが調査する範囲では相続放棄ということで、確かな状況が分からなかったもので、相続財産管理人制度というのを活用いたしまして、今まだ全て完結しておりませんが、更地になって解体ができているという状況でございます。

必要に応じて、そういった措置も今後とっていかざるを得ない場合も生じてくるのかなという事は考えております。

○13番（清水和弘） 所有者不明とかですよ、この空き家の場合は、周囲に衛生上、いろんな害を与えとると思うんですよね。私のところにもいろいろ意見が来るんですから。そういうのも行政のほうも見回りをもうちょっとしっかりとしてですね、注意を促すなり、いろんな対策をやっていただきたい、これはもう要望しときます。

○9番（立石幸徳） 予算書83ページ、ちょっと飛びますけどね、衛生費の関係。新型コロナウイルスの関係なんです。

昨日3月6日をもって鹿児島県のまん延防止等重点措置が一応、解除というか、終わったんですけどね。どうもその枕崎市の状況を見ると、感染が、そのまん延防止を解除するような状況なのか、むしろどんどん増えていっているんじゃないかというような感じを持つんでね、このコロナの関係を最初に聞くんですが。私がちょっと、報道でまとめた今月3月に入ってからですね、枕崎市の感染の状況、3月1日が3人、2日が4人、3日が6人、4日が2人、そして5日が3人、昨日6日が4人、3月に入って22名、枕崎市の感染者が記録されていますよ。

この件で83ページのこのコロナウイルスの予算を聞くんですけど、まず、3月に入って22名、この感染者というのは、巷間言われている立神地区の高齢者施設、ここが全てとこういうふうに確認していいんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員のほうから御質疑のありました立神地区の高齢者施設ではなく、県が発表しているのは医療機関だったと思います。県がクラスター認定してから、こちらでも報道発表されている資料なんですけれども、そのクラスター関連がおおむね増加している状況ではございます。

○9番（立石幸徳） その医療機関は、クラスターという形で位置づけられていると思うんです

けれども、枕崎市関係以外の近隣の市町の勤め人といましようか、職員の方も含めて、昨日現在で医療機関のクラスターは何名が感染しているんですか。

○健康課長（西村祐一） 市内居住者、近隣の市外居住者、あとはそちらに勤務されている方の家族等を含めまして49名確認されております。

○9番（立石幸徳） ちょっと整理しますけど、49名中、22名が枕崎市在住の市民だとうなりますかね。

○健康課長（西村祐一） クラスターが発生しました医療機関におきましては、2月の下旬から感染者が確認されておりますので、3月の22名ではないです。

○9番（立石幸徳） そうすると、枕崎市在住市民は何人になるか、そこは確認してないんですか。

○健康課長（西村祐一） 一応、数を追っているんですが、確か三十八、九名だったと記憶しております。

○9番（立石幸徳） 一応、事実関係を確認してですね、このクラスターちゅうのが、先ほども私がちょっと申し上げたように、3月に入ってからも昨日まで、もう6日間経過していますよね。こういうふうに、ずっと少しずつ少しずつ感染状況ちゅうのは、だらだらといえあればあれですけれども、続いていくもんなんですか。

○健康課長（西村祐一） 今回、クラスターが発生しました医療機関におきましては、加世田保健所の指導の下、そういった感染防止対策も取られているようなのですが、転院されておられませんので、その同室者で感染が少しずつ拡大している状況と聞いております。

○9番（立石幸徳） それから気がかりなのはですね、以前議会のほうにもいろいろ感染が出るたびに、年代層、何十代の人が男性何名、女性何名ちゅうことで報告もいただいていたんですけど、最近それが来なくなってですね。

ただ、聞くところによると80代、90代、そういった方々も入っていると。いろいろ報告、公表するのに支障があるんでしょうけど、これまで枕崎市の感染者で死者は出ているんですか、いないんですか。

○健康課長（西村祐一） 県の報道発表の中で居住地、年代、性別等、公表されておられませんので、こちらのほうは把握しておりません。

○9番（立石幸徳） 答弁としては、今、健康課長が言ったような形になるんでしょうけれども、ただ、死者がもし出ているとすればですよ、このコロナ感染者の葬儀の在り方ちゅうのは、極めて厳格なものがあるんですかね。

そういったきちとした対応をして葬儀等もなされているのかというのも我々はどうしてもお尋ねをせざるを得ないですよ。

ただ、その県のほうが居住地とか、報道を見れば、鹿児島市と市以外の県内の死者ちゅうのは分かるみたいなんですけれども、そこら辺についてやっぱりちょっと公表ちゅう形じゃなくても、その葬儀の在り方という意味ではしっかりした対応をしていただきたいと思います。

それから見通しとしてですよ、このクラスター関係の感染者ちゅうのは、しばらくは続くような感じなんですけど、どうなんですか。

○健康課長（西村祐一） クラスターが今後続く見込みかというお尋ねなんですけれども、昨日時点でもクラスターの感染の発表もございました。

保健所から感染者につきましては、ベッドを移動させることによって、そのフロア全体にウイルスが広がってしまうおそれがあるので、移動させないという指導がございますので、その同室者が今後感染するのか、しないのかそういったことで、変わってくるのではないのかなと考えております。

○9番（立石幸徳） それからこの予算の関係でですね、83ページのコロナウイルスワクチン

接種、その下に相談窓口業務、これが1,500万ぐらいですかね、出されているんですけど、この内容はどういうことなんですか。

○健康課長（西村祐一） こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の相談窓口業務ということでございまして、ワクチン接種の予約受付を行うコールセンターの業務を計上しております。

○9番（立石幸徳） 分かりました。それから、このワクチンの配送の予算ですね、これは今までもあったんですかね。

○健康課長（西村祐一） 本年度もワクチンの配送はございます。

こちらにつきましては、南さつま市、南九州市、本市の3市分のワクチンの配分があった分を南さつま市のパソラボという業者が管理しておりまして、そちらのほうが一括して各医療機関にワクチンを配送しております。

○9番（立石幸徳） 分かりました。

○議長（永野慶一郎） 今、9番委員からコロナの感染者の死亡、お亡くなりになったときの対応というのが出たんですけども、本市に3つぐらい葬儀の関連の事業者がございしますが、もし、コロナでお亡くなりになった方、病院等で亡くなられた方とかいたら、病院からの連絡とか、これは市のほうに来るんですかね。病院からまたその葬儀会社に対して、こういった事情で亡くなりましたっていうような、そういった連携を取るような形にはなっているんですかね。知らずに葬儀会社も預かるっていうわけにいかないでしょうから、そこら辺の連携はどうなっていますか。

○健康課長（西村祐一） 亡くなられた場合には、保健所から関係する業者には連絡がいくと考えております。

○議長（永野慶一郎） 課長も連絡が行くということですが、特にどういった方向で葬儀をしてくださいとかっていうのは、事業者任せなんですかね。そこら辺の病院と事業者、そして行政との連携っていうのは何か取られているんですか、そういった体制づくりはできているんでしょうか。

○市民生活課参事（松田勇一） コロナで亡くなられた方については、こちらには連絡が来ていない状況ですけども、病院、保健所、葬儀社、火葬場の連携は取れており、コロナで亡くなられた方の火葬によるガイドラインというのがありますので、それに従って火葬はなされるものと考えております。

○4番（沖園強） ガイドラインに基づいて連携が取れているちゅうことなんですけど、そうすると、結局、病院で亡くなられたと、仮に、そうすると、遺体はどこに安置するもんなんですか。家族とは隔離するもんなんですか、どうなっているんですか。

○市民生活課長（日渡輝明） 仮に、コロナウイルスで亡くなられた方がいた場合においては、医療機関のほうで、納体袋に納めるような形になるかと思えます。納体袋に納めて、適切に消毒が行われている状態であれば、感染リスクはもう極めて低いということをいわれていますので、あと葬儀等に関しましても、御遺族の方の意向に沿った形で実施ということで示されておりますので、その辺りについては適切に対応がされるものと思えます。

○4番（沖園強） その非透過性の納体袋ですよ、それに納めて、病院から直接その斎場とかそういったところに行くんですか。家族との別れをせんな済まんわけですけど。

○市民生活課長（日渡輝明） 医療機関のほうから、葬儀社を通じて火葬場のほうへ送られるような形になるかと思えますけれど、火葬場においても、御遺族の方のお見送り、そういった部分についても特段は支障がないということでガイドラインのほうにも示されておりますので、そういった形でできるだけ御遺族の意向に沿った形で葬儀のほうは執行されるような形になるかと思えます。

○4番（沖園強） ちょっと小耳に挟んだというか、葬儀屋、業者も大変神経をとがらせている

と。家族とそういう最後のお別れをするのに、火葬場に仮の安置所みたいなのができれば安心なんだがなあというような話もあるんですね。その辺は検討されたことはないんですか。

○市民生活課参事（松田勇一） 火葬場が衛生管理組合の施設になりますので、本市と衛生管理組合、南さつま市とこの辺も協議して、そういう対応ができないか今後検討してまいりたいと思います。

○4番（沖園強） よろしくお願ひします。

○5番（禰占通男） コロナ感染についての報道についてなんですが、何回も言っているんですけど、防災行政無線で放送して知ることがほとんどだと思うんですけど、議会でも職員に関係のない部分はもうファクスも流さないで全協で決まったんですけど。

これって県が発表している記者対応の内容と同じ文はできないんですかね、防災行政無線でも市民に知らせるっちゃうことで、どうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 現在の防災行政無線におきましては、感染者数のみの放送ということになっております。防災行政無線につきましては、感染防止対策の徹底と誹謗中傷を行わないように市民に呼びかけることが主な目的となっておりますので、今後も現在の内容で放送はしていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） それは分かるんですけど、小さい枕崎市ですよ、誰それが感染したどうのこうのっちゃうのを知りたいというのは人情ですよ。小さいところだから自分の知り合いかもしれないし、というのがありますよ。

そして、逆に言うと、それだけ誰が感染したっちゃうのは人づてに聞く場合が多いですよ、詳しいことをですよ。どこそこのあそこは出入りがないよとか。どこそこの家族が何かおかしいよって、もう最初のコロナ感染からそういう関係で私も相当教えてもらいましたよ。

だから、今、課長が言うように、防災行政無線で言っている部分でいいんだろうけど、市民に感染防止に御協力ください、誹謗中傷をしないでください、それは分かりますよ。そしたら、してもらうためには、何かがないといけないわけでしょう。

私が言っているのは、県が記者発表ということで公表している何々関連、経路不明、年代が幾らです、男女別にどうですと、ただそれだけじゃないですか。そう難しいことはないと思うんですけど。県がしているのに、何でうちができないんですか。

○総務課長（本田親行） 防災行政無線の主管課ということで申し上げます。

ただいま防災行政無線の放送目的については、健康課長のほうからも市民の方々に感染防止対策をお願いするというで申し上げました。

5番委員のような要望もある一方で、また、なぜ市内で発生したということをお知らせしないといけないのかといったような御意見もございます。年代とか性別とか、その辺をお知らせすることによって個人が特定されやすく、それが誹謗中傷につながるんじゃないかという意見も寄せられているのも事実でございます。

ただいま健康課長が申し上げましたとおり、防災行政無線については、市民の方々に感染防止対策の徹底と誹謗中傷がないことをお願いしておりますので、引き続きそういう方向で放送はしていきたいと考えておりますけれども、ホームページ等で県の報道資料についてもリンクしておりますので、詳しくはその辺も御参照いただきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 防災行政無線で放送するのは難しいというのであれば、前々から行政のほうでは言っていますが、インターネットでホームページでもしていますと、そしてそのホームページを市民の方が何人利用できるのかっちゃうことですよ。

今回も予算にいろいろインターネット関係のそれに高齢者の対応もしますっちゃうことで予算があるんですけど。

そしたらですよ、枕崎市の電話対応のインフォメーションかなんかをするべきじゃないですか。

この局番にかけたら、即新型コロナに関するその感染者とかそこら辺は繰り返し、繰り返し聞かせるような電話対応とか何かできないんですかね。私はそこまでして感染防止を気をつけてください、誹謗中傷するなというならば、私は十分分かるんだけど。

○副市長（小泉智資） 電話対応についての御意見だというふうに感じましたが、新型コロナウイルスに関しましては、そこまで知りたいのであればそのホームページを見ればということで、それ以上は市として電話対応窓口で常にお知らせするといった対応は、ちょっと難しいかと考えております。

○5番（禰占通男） 市民の方で、どれだけホームページに接続できるのかという、そこを把握しているんですか。今2万を切った人口の中でどんだけができるっちゅうことを。そしたら、そういうことになるんじゃないですか。それが、60%、70%がホームページにアクセスできるんだったら、それはそれでいいと思うんだけど、その逆じゃないですか。

○総務課長（本田親行） インターネットの環境につきましては、委員からもそういう御質疑等がございますので、昨年度の台風の際に、避難行動等のアンケートをして、インターネットの環境について調査をしております。ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、また後もって答えたいと思いますけども、よろしく願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） ここで1時間たちますので、10分間休憩といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○総務課長（本田親行） 先ほどインターネットの環境についてのお尋ねが5番委員のほうからございました。

市におきましては、令和2年11月から12月にかけて自治公民館加入世帯の全世帯を対象に、災害情報の入手方法や避難行動に関するアンケート調査を実施いたしました。その中で、インターネットに接続できる環境がありますかというお尋ねも行いました。

調査の結果、全世帯中、約7割、高齢者世帯だけを見ても約4割の世帯にネット環境がございました。

また、ホームページのアクセス件数を見ましても、毎月10万件を超えるような状況がございまして、特に台風上陸時期であるとか、1月の津波の関係、それからまたコロナの感染者が増えている状況下におきましては、閲覧者も倍増するような状況にございます。

また、専用電話の設置のお尋ねもございましたが、健康課、健康センターに電話をいただくと、県が公表している内容の範囲内についてはお答えしますし、これまでも健康課、健康センターにもそういった問合せが来ているということでございます。

○委員長（眞茅弘美） 休憩前に引き続き、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

○6番（城森史明） あらましの10ページなんですけど、高血圧対策事業について、ちょっと説明をお願いいたします。

○健康課長（西村祐一） 高血圧対策事業ですが、新年度につきましても、今年度に引き続き3人以上のグループで血圧測定に取り組み、測定した血圧を提供することを条件に血圧計の支給を150人行いたいと考えております。

それからまた、血圧を測ろう祭り等を開催しまして、講師等を招いて講演会を行ったり、血圧を測ったりするような催物を開催したいと考えております。また、市内の高校を対象にいたしまして、血圧測定と結果報告会を実施したいと考えております。

○6番（城森史明） 市長が高血圧ゼロの街ということで掲げているんですが、コロナということもあって、非常に停滞しているような印象を受けるんですよね、高血圧はゼロっていうのを掲げながらですよ。

だから、今までの二、三年になると思うんですが、今までの総括を、その高血圧ゼロに対して、どのような治験が分かって、どのように進んでいるのか、現状、どのようになっていますか。

○健康課長（西村祐一） 事業を始めた当初、市内各所に血圧計を配付、設置して血圧を測っていただくということで設置をしたんですが、こちらにつきましては、今委員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の関係で全て撤去しているところでございます。

本年度につきましては、高校を対象に、高校生に血圧を測っていただいた後に、鹿児島大学の教授に分析をしていただきまして、それに基づいてお話をしていただいたということです。

そういった中で、やはり高校生はまだ若いんですけれども、血圧の高い方が数人いて、そちらの方に今後の食生活の見直しとか、そういったことを考えていただく機会になっていると思います。

また、そういったことを高校生にすることによりまして、その親世代のほうにもそういった考え方の醸成が進んで行っているのではないかと考えております。

○6番（城森史明） 今までの活動事業の結果ですね、どういうふうに総括しているのかっていうのを聞いているんですよ。

例えば、血圧を何回測ってですよ、例えばその傾向が分かったんじゃないんですか。それに対して、どういふことを改善していけばいいとか、どういふ事業をやればいいのかその辺の方向性が出ていないんじゃないんですか、出ていないんですか。

○健康課長（西村祐一） 最初はとにかく血圧を測っていただくこと、令和3年度につきましては、食の改善ということで、市内の2つの高校で高血圧ゼロレシピコンテストというのを開催いたしまして、その上位3名のレシピにつきましては、広報まくらざきで今後も掲載していく予定となっております。

新年度につきましては、今度は運動ということで、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして行われておりませんでしたウオーキング大会とかそういったものを開催していきたいと考えております。

○6番（城森史明） 数年前ですよ、枕崎市は標準化死亡比っていうのが非常に高く112ぐらいだったのかな。それがあってですよ、この高血圧ゼロの街っていうのが始められたと理解していますが、その標準化死亡比っていうのは、それはここ数年改善されているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 以前、枕崎市の標準化死亡比の血管疾患につきましては、全国を100とした場合、50を超えていたところなんですけれども、今回の最新のデータによりますと、枕崎市の男性で149.0、女性で140.2というような形で減少している状況は見ております。

○6番（城森史明） 減少しているといっても、全然そのレベルが違うと思うんですよ。やはり、全国平均にして140代というのは非常に高い数字だと思うんですよ。

やはりスピード感を持って、今度の高校生のレシピコンテストは非常にいいことじゃないかなと。やっぱり高校生を巻き込むということで、いいことじゃないのかなと思いますので、やはりそれと血圧計を全戸に配布するというのもありましたが、それは何か言っていましたよね。

○健康課長（西村祐一） 血圧計の配付は、本市の3人以上のグループで、血圧測定に取り組み、測定した血圧値を提供することを条件に、3年度が150台、新年度も150台というふうに考えております。

○6番（城森史明） そういふことで、はっきり言って改善されていないように受けるんで、もっと範囲を総合的に広げてですよ、スピーディーにいろんな対応をして、とにかく脳血管疾患が非常に枕崎が高いわけなので、要望しておきます。

それと、次のがん検診事業ですが、以前、膵臓だったか腎臓だったか、枕崎市で何か事業をやりましたよね。それはその後どうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員のほうからありました、がん検診の部分につきましては、

平成29年度に膵臓がんについて国立がん研究センターの事業のほうで行っております。そちらにつきましては、国立がん研究センターのほうがその後も追跡調査を行っているところでございます。

○6番（城森史明） 本市で膵臓がんに対するそれを含めてですよ、その後取り組んでいないんですか。

○健康課長（西村祐一） 本市におきましては、膵臓がんに対しての取組は現在行っていないところです。

○6番（城森史明） そのやられたその結果があるわけでしょう。たしか知り合いも何か検査に行って、膵臓がんの指摘を受けて再検査に行ったらよかったという、そういうことも聞きましたが、それは続けるべきじゃないんですか。膵臓がんは、10年間の生存率が非常に少ないわけですよ。非常に危険ながんなんですよね。それも進めるべきじゃないんですか。

○健康課長（西村祐一） 平成29年度に行いました膵臓がん検診の実証事業なんですけれども、こちら今、胃がん検診とか大腸がん検診、肺がん検診をがん検診として行っているところなんですけれども、国立がん研究センターのほうがですね、そういった膵臓がん検診につきましても、こういったがん検診の中に含めて、費用対効果があるのかという内容で実証事業で確認を行っているところでございます。

○6番（城森史明） せっかく実証事業をしたわけですから、さらに何らかの膵臓がん対策をするべきじゃないんですかっていうことをお聞きしているんですよ。

○健康課長（西村祐一） 同じくがん検診の中で腹部超音波検診、こちらのほうでそういった膵臓がんにつきましても調べることができると考えております。

○6番（城森史明） 市の事業として取り組む方向性で考えないのかということを知っているんですよ。尾道市なんかも尾道モデルっていう非常に有名なモデルもあるし、そして膵臓がんは10年生存率が一番低いがんですよ。そして枕崎市も多いんじゃないですか、膵臓がんで亡くなっている人。だから、そういう理由があるから、取り組むべきだと思いますがその辺はどう思いますか。

○健康課長（西村祐一） 平成29年度に行った事業につきましては、費用対効果があるのかといった検証事業で行った事業でございました。ただいま委員のほうから、本市としてそういった事業に取り組むべきではないのかというお尋ねかと思えます。

本市といたしましては、腹部超音波検診を現在行っているところでございまして、それ以上のことにつきましては、また今後、検討課題として考えていきます。

○6番（城森史明） 広島県尾道市ですよ、尾道モデルとって膵臓がんへの取組があるので、それを参考にしてぜひ非常に10年生存率が低いんですよ、これは非常に怖いがんなんですよね。ですから、要望しときます。

あらましの8ページなんですけど、はり・きゅう等助成事業とありますが、これはどういう中身になっているんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） はり・きゅう等の施術料の助成につきましては、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた者に対して、その費用の一部を助成し、高齢者等の健康保持と福祉の増進を図るということで実施しているものでございます。

対象者というのは、65歳以上の方、子供の場合には6歳未満の方、それから重度心身障害者等ということで身体障害者手帳の1、2級を持っている方とかそういった障害者も対象になっているところでございます。

○6番（城森史明） 補助率はどうなっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 助成額についてはですね、高齢者等の場合につきましては、1回につき700円でございます。年40回以内、チケットではり・きゅう券を交付することで実施している

ところでございます。

なお、6歳未満の方につきましては、1回につき400円というふうになっています。

○6番（城森史明） これは整体マッサージには適用されているんですかね。

○福祉課長（山口英雄） はり・きゅう等施術料助成につきましては、鍼灸とかマッサージをするところの事業者が登録していただかないといけませんので、施術料の助成対象事業所ということで登録をしていただくことになっています。

○6番（城森史明） 一般の整体マッサージ、これもその鍼灸と同様に補助対象になっているのかと聞いているんですよ。

○福祉課長（山口英雄） 係長から答弁させます。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） いわゆる整骨院等の整体師等については、現在、登録はありません。市内マッサージを含めた鍼灸事業者18事業者が対象になっております。

○6番（城森史明） マッサージ業者は対象になるんですか。例えば、私ら一般の人が行くようなマッサージ屋、整体屋が増えていますよね、枕崎市内も。その辺が対象になっているのかということです、この事業がですよ。そこに補助対象になっているのかって聞いているんです。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） いわゆる医療保険が使える整骨院等がありますが、そういったところは登録がありません。鍼灸、マッサージ施術免許を持っている事業者が市に登録をいただいて、その部分について助成をするということで、はり・きゅう券にどこの事業者が使えますっていうのを載せて発行しているところです。

○6番（城森史明） ということは、一般のマッサージ屋も登録すれば、対象になるということですよ。分かりました。

○7番（吉松幸夫） 先ほどの高血圧の件なんですけど、五、六年前ですかね、1回質疑したことがあったんですけども、この高血圧を測る測定器を設置する以前の話なんですけれども、藤枝市でそういう健康システムをつくってやっていますよというのを行政視察で見えてきて、ここでも質疑したんですけど、現在、ほとんどスマホ利用になっていますね。4Gから5Gまでになっているんですけども、全市的にするのはまだ難しいだろうから、市の職員全員の健康チェックを一つのシステムにしてはどうですかという提案をしたんですけど、その後どうなっていますか。

○健康課長（西村祐一） 市の職員に対しての血圧計なんですけれども、こちらにつきましては市内に血圧計を設置していたんですけど、設置しておりました血圧計は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして回収しておりました。その血圧計を利用いたしまして、令和2年度に2週間ほど職員に貸出しを行いまして、その間の血圧のチェックはしていただいているところでございます。

○7番（吉松幸夫） 最近、皆さんほとんどスマートウォッチを持っていたりとかしていますよね。それをデータ化できないんですかという質疑をしたはずなんですけれども、その後検討はなされたんでしょうか。

○総務課長（本田親行） 総務課のほうで職員健診を実施しているわけなんですけれども、そのとき血圧の測定も行うわけですが、そのの有所見者、血圧に限らず検査項目全てを集計して、統計は取って職員に対しても注意喚起は行っている状況ではございますけれども、血圧の測定に関して、データ化を行って集計するような形は取っていないところでございます。

○7番（吉松幸夫） 今、いろんな自治体がですね、外注して外のそういうシステム会社と、いろんな健康チェック並びに個人のスマホで健康チェックしている職員もおられると思いますけれども、ちょっと全所的にですね、そういうのがあって、いつでもどこでもそのデータが見られるような、集まるようなね、システムをちょっと本格的に取り組んでいただきたいなど。

今この血圧対策事業で559万3,000円の予定なんですけれども、血圧測定機に240万と。あと残り300万はどういった形で行う事業なんですかね。

○健康課長（西村祐一） 先ほども若干答弁したとは思いますが、血圧を測ろう祭りというものを開催したり、減塩の日キャンペーンというのを行ったり、あと会計年度任用職員の報酬のほうは200万円弱となっております。

○7番（吉松幸夫） また返し返しになりますけれども、血圧に限らずですね、職員の健康チェックっていうのにやっぱり一歩二歩踏み込んだ形で取り組んでいただきたいなと思います。

それからですね、その上の健康増進事業、これに元気度アップポイントも絡んでよかったと思うんですが、来年度ですね、722万円と若干下がっているんですけれども、これはどういった理由といたしますか、この元気度アップポイントがある程度もう充実したというふうに解釈しているのか、その辺をお伺いします。

○健康課長（西村祐一） 健康増進事業の減の要因につきましては、健診に係る費用が減少している部分でございます。高齢者の元気度アップポイント事業のほうとは関連しておりません。

○7番（吉松幸夫） それでは元気度アップ事業単独でちょっと質疑させていただきたいんですが、元気度アップ事業が始まってもう10年ほどになるかと思うんですけれども何%ぐらいの登録状況でしょうか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） ただいまの御質疑ですけれども、元気度アップポイント事業そのものは介護保険事業になっておりまして、一般会計とはちょっとそれですけれども、資料を調べますので少しお待ちください。

○7番（吉松幸夫） すみません。介護事業でしたら、そちらのときにまた改めてお聞きいたしますので。

それとですね、資料の52ページの移住者住宅確保事業と移住支援金のところの件なんです、令和3年はまだ終了していないんですよ、現在のところ、先日もありましたが136万円というところの理解でいいですかね、補正予算で出た。

○企画調整課長（堂原耕一） 今年度の実績ベースで申し上げますと、補正の予算特別委員会でも御説明申し上げましたが、新築住宅取得、中古住宅取得を合わせまして5件の方々と、その中にはリフォームをされた方も1件ございます。これで今実績として上がったのは300万円程度でございますが、今後、新築住宅1件、中古住宅リフォーム込みで1件のさらに2件が追加になるという、希望が寄せられているところですので、今回の補正をさせていただいたところでございます。

○7番（吉松幸夫） もうちょっと後戻りかもしれませんが、この住宅確保支援事業と移住支援金の基準といたしますか、それをもう一回ちょっと教えてください。

○企画調整課長（堂原耕一） まず、移住者の方に向けた住宅確保支援事業の内容でございますが、これは枕崎市に転入なさってきた世帯員全員が3年以内に枕崎市民に誰もなっていない世帯、少なくとも3年間は枕崎市を離れていらっしゃった世帯が対象になります。つまり、Iターン世帯もUターン世帯も対象になる制度でございます。助成額につきましてはそれらの世帯が新築住宅の購入をした場合に最大で100万円、中古住宅の購入の場合が50万円、またその中古住宅に対しましてリフォームを市内事業者の施工によりした場合には2分の1以内で上限を20万円をさらに追加といった制度でございます。

一方、もう一つの移住支援事業についてですが、こちらのほうは東京23区から本市へ移住し、就職した方のうち2人以上の世帯の場合は100万円の助成、そして単身世帯の場合は60万円の助成をさせていただく制度で、国が2分の1、県と市が4分の1ずつの負担となっているところがございます。今年度からはこの条件に東京圏の大学等に入学して通っていた方がもし東京圏の企業に就職した場合には、その学生の期間というのも条件に加えることができるようになりました。

また、さらに来年度からは世帯に18歳未満の方がいる場合は、18歳未満の方1人につき20万円の追加交付がなされることに制度拡大がされているところがございます。

○7番（吉松幸夫） でしたよね、そこです、住宅確保支援事業の中で本市を3年間離れていた方という形になりますけれども、これはどこから3年という基準が発生したんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 令和2年度まではIターンのみの方を対象とさせていただいたところ。いろいろな、皆様からの御意見もいただきまして、令和3年度からUターンの方も対象に加えてさせていただいたところでございます。

そのUターン者の条件といたしまして、短期間の転勤とかで行ったり来たりでの該当というのはちょっと対象とは違うと思いますので、この制度の趣旨とそぐわない部分も出てくる可能性もございますので、やはり一定の期間は設定をさせていただいたところでございます。そちらの期間については他市の同様な制度の期間を参考にさせていただいて、本市においては3年間ということで設定をさせていただいているところでございます。

○7番（吉松幸夫） それぞれの家庭の事情です、この3年間というのにちょっと当てはまらないとか、そういったイレギュラーの部分もあろうかと思っておりますので、それぞれの事情をですね、もう少し考慮していただいて、3年間というふうに決めるんじゃなくて、家庭事情の中身もですね、一歩踏み込んでちょっと間口を広げるような対応を取っていただきたいなと思います。

そうすることによってですね、市長の冒頭でありました新たな日常の実現と、こういうところにも深くつながってくるんじゃないかなと思いますので、もう少しそこをですね、期限を3年というふうな形で切るのではなくて、ちょっとソフトランディングしていただくような対応を取っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画調整課長（堂原耕一） おっしゃるとおり、転入転出される理由というものは、その世帯のいろいろな御事情があるのはもう重々理解しているところでございます。一方でこういった制度を創設して運用する場合には、やはり一定の基準というのを設けないと逆の意味での不公平というところも生じてしまう可能性がございますので、やはり一定の基準は必要なかなと考えております。

ただ、7番委員からいただきました御意見等も今後の参考にさせていただきたいと思っております。単純にその期間を縮めるとか、それぞれの事情に応じてというのはなかなかすぐには難しいとは思いますが、そういった御意見もあるということで我々のほうも今後の制度の運用には生かしていきたいと思っております。

○7番（吉松幸夫） 最後にします。新築であったり、リフォームであったりするということは長く住み続けるという意思表示だと思いますので、そうすることでやっぱり税上も上乘せが可能じゃないかなというふうに思いますので、そこをもう少し一歩踏み込んで対応していただきたいなと思います。

○12番（東君子） あらまし7ページの民生費の4番DV被害者等支援強化事業、この内容内訳について教えてください。

○福祉課長（山口英雄） DV被害者等支援強化事業につきましては、DV被害者等が緊急的に避難するために、例えば着のみ着のまま避難するといったケースもございますので、そういったときにホテル等に滞在する場合の宿泊料等の経費について支援を行うというものでございます。予算措置につきましては、大体想定しているのが1日当たり1万円ぐらいというふうに想定しまして、3名の14日分ということで算定をしているところでございます。

○12番（東君子） はい、1日1万円ぐらいで、子だくさんで何人も連れていた場合はどうなりますか、1人1万。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） 基本的には1人1日1万円というのが、宿泊費、当面の食費等を合わせた額であります。実際、宿泊費用というのは実費相当額が出てきますので、その範囲内ということで、例えば小さい子供と一緒に1部屋で済む場合1部屋幾らという宿泊も出てきますので、実費と、あと食費等という形で具体的には支出するというような計算をする形に

なるかと思えます。

○12番（東君子） 最近ニュースで毎日のように見るんですけども、小さい子供がですね、本当に無残な姿で亡くなる。もうこれが本当に毎日のようにニュースになるんですね、そしてこうずっとたどっていった先にDVがかなり影響しているのではないかなと考えるんですが、本市としてはDVから虐待を未然に防ぐような何か対策というか、お考えというものはありますか。

○福祉課長（山口英雄） DVあるいは虐待に関する対策ということでございますが、常々、例えば地域の民生委員とかアドバイザーとか、そういった方と情報の共有とかそういうのをしておりますし、例えば虐待のケースではないかという情報を把握した場合には要保護児童対策地域協議会、こういった組織もございますので、関係機関を集めて、その中で児童虐待等についての対応をですね、それぞれの情報共有と、それぞれの機関でどういったふうに関わるかといったことを協議したりとか、そういったことで、いろいろな機関が連携して対応できるようにシステムとしてはそういったことになっております。

○12番（東君子） 一度はですね、そういうふう子供が虐待を受けているのではないかとということで、そこの家を訪ねて、そして子供を一時預かったりとか、そういうのがありますが、それでもなかなか、やはり子供がですね、元の家に戻ってしまっていて、そして事件につながるというようなケースがすごく見受けられるんですけども、そこら辺はどういうふう考えられますか。

○福祉課長（山口英雄） 委員が言われるとおり、そういった報道は毎日のようになされているところでございます。本市ではそういった事例というのが必ずしもあるわけではございませんけれども、そうならないように先ほど申しましたとおり、ちょっと何か異変がありそうだと気づいたときにはそれぞれが情報を共有してなるべく早くアプローチして、重大事にならないように関係機関で対策を協議して、DVとか虐待の未然防止に努めているところでございます。

○10番（下竹芳郎） 総務費の公用車更新なんですけど、これも市長の施政方針で5台公用車を更新すると言っているんですけど、629万、高級車かな、そのほかにも費目は違うんですけど、その5台分の車種っていうのは教えてもらえますか。

○総務課参事（平田寿一） 今回7台を更新して1台を新規導入ということで、全部で8台公用車を購入するわけですが、そのうちの5台が次世代自動車、ハイブリッド車になっています。

この内訳は普通乗用車が2台、それから小型貨物車が2台、軽乗用車が1台の5台になっております。あと3台につきましては次世代自動車ではなく、普通の軽貨物車が3台になるんですけども、これらについてもできるだけ環境に優しい低排出ガス車を選んで予算計上しているところでございます。

○10番（下竹芳郎） 車種はまだ分からないっていうことでいいですか。

○総務課参事（平田寿一） ある程度の目安はあるのですが、1つのメーカーの車種に限定せず、それを基準にそれと同等以上の車ということで入札をするときには考えております。

○10番（下竹芳郎） これは地元の業者で購入するわけですよね。

○総務課参事（平田寿一） 公用車の購入については、毎年、新年度が始まる前に市内の業者の方に希望を取って、そういったものに参加するかしないかというのを確認しているんですけども、今回の小型車については市内が1つの業者しかなかったものですから、複数の業者による入札をするためには市外も入ってくることになると思います。

○10番（下竹芳郎） 分かりました。最近、報道等で公用車の車検切れというのが問題になっているんですけど、車検満期の管理はしっかりやっていると思うんですけど、それはどうですか。

○総務課参事（平田寿一） 車検については漏れなくしっかりと受検はしているところです。

それから先ほど市内業者で手を挙げたところが1者というふうに言いましたけど、3者の間違いでした。おわびして訂正いたします。

○10番（下竹芳郎） 車検切れは知らなかったでは済まされないので対応をよろしく願います。

それと、その下のドライブレコーダー設置261万円、これ何台分のドライブレコーダー設置でしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 52台分を計画しております。

○10番（下竹芳郎） このドライブレコーダーっていうのは、前部カメラ、後部カメラっていうのがあるんですが、どういうタイプでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） ドライブレコーダーの性能等については、一応2台のカメラで前方及び後方を確認できるカメラを有すること、あと国産メーカー、記憶媒体は32ギガバイト以上、画素数は前方、後方ともに200万画素数以上であること、主にそういった形で考えているところです。

○10番（下竹芳郎） 後部カメラもつくってということで、まさか公用車をあおり運転する人はいないでしょうけど、そういうあおり運転されたという報告なんかはありますか。

○総務課参事（平田寿一） 今のところはそのような報告は受けておりません。

このドライブレコーダーの設置につきましては、職員の運転マナーの向上、ここはもうしっかりしていると思うんですけども、また万一の事故等が生じた場合の事実確認ということで取付けをするということにしております。

○10番（下竹芳郎） ドライブレコーダー、いろんな意味での抑止力になると思うので、しっかりした運転をよろしく願います。

○14番（吉嶺周作） あらましの8ページの先ほども少し出たんですけど、はり・きゅう施術料助成事業なんですけど、本年度は20万円ほど減額されておりますが、その理由と、現在の利用状況はどうなっているんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） はり・きゅうの助成につきまして利用実績を申しますと、例えば令和元年度は実人数が661人で回数として8,696回、助成金額が607万円程度だったわけです。それが令和2年度になりますと実人員は695人でございますが、延べ回数は前年度よりも減りまして8,478回、助成金額は592万円程度というふうになっております。

こういうふうにご利用実績を見てちょっと減少しているということで、予算につきましては実績を踏まえて若干減額したところでございます。

○14番（吉嶺周作） 先ほども答弁なされたと思うんですが、1回につき700円、それを年間40回ということは1人につき年間2万8,000円の助成を受けられるということでよろしいでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） はい、上限としてそのとおりでございます。

○14番（吉嶺周作） それではその前のあらましの7ページのですね、交通弱者対策についてを、同じく福祉課になると思うんですが、はり・きゅう施術料で1人につき年間2万8,000円支給しているんですが、この交通弱者に対しては2年目からですよ、もう満額7,200円、はり・きゅうの4分の1という助成になっているんですけど、やっぱり今の時代といいますか、交通弱者、買物弱者、病院に行く、そういった方々に対して、もう少し助成額を交通弱者に対して増やしたほうがいいんじゃないかという意見も出てきたと思うんですが、本年度は減額されているわけですよ、80万円程度、この原因とか理由は何でしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 令和4年度の交通弱者に関する予算が減額されている理由というのは、14番委員が言われるようにですね、その助成額につきましては令和4年度も変更はしてございませんで7,200円でございますので、これまでの交付申請の実績を踏まえて若干総体予算額を減額したというところでございます。

助成額の7,200円をもっと上げるべきではないかというような御意見かと思っておりますけれども、

一般質問の中でも答弁さしあげたかと思いますが、今、地域公共交通に関する検討を行っておりますので、今後の枕崎の公共交通体系がどうなるのかといったのも併せながら、交通弱者対策の助成額についてもどういったふうにあるべきかというのを併せて検討していきたいと考えているところです。

**○14番（吉嶺周作）** そういった計画もあるとは思いますが、はり・きゅうで2万8,000円、交通弱者に対しては7,200円と差が広いといいますか、同じ助成事業でもですね。ですから、7,200円から上げていく方向で今後検討していただきたいというのとですね、もっとそういった方を拡充するといいますか、75歳以上の方には皆さんに支給するとか、そういうことは考えていないんでしょうか。

結構支給条件が厳しいといいますか、身障者であったり、免許証返納した方とかですよ、縛りが結構あるじゃないですか、その緩和というものは考えていないんでしょうか。

**○福祉課長（山口英雄）** 交通弱者のタクシーチケットの助成につきましては、75歳以上の方で運転免許等をお持ちでない方、それから身体障害者の方とか、そういったことになっておりますけれども、現在のところでは対象者の見直しについては考えておりません。

ただ、先ほど申しましたようにタクシーチケットの助成の在り方については、今後の公共交通体系をどのように構築するかということと、そういう動きを踏まえながら併せて助成制度をどういうふうにしていくかというのを検討していきたいというふうに考えております。

**○14番（吉嶺周作）** 最後に、そしたらデマンドタクシーとかですよ、そういった検討をなされていると思うんですけど、進捗状況と、いつから実施するのか、もしくは試行運転が始まるのかお伺いいたします。

**○企画調整課長（堂原耕一）** ただいま福祉課長のほうから答弁がございました内容の中で、今、地域公共交通の計画の策定が進んでいるということで話をさせていただいたところですが、こちらのほうがですね、何回か今年度中の一般質問等でもお答えしたこともございましたが、枕崎市地域公共交通活性化協議会という法定協議会を立ち上げまして、そちらのほうで枕崎市の中の交通体系をどのように今後していくかというのを示していく地域公共交通計画を策定しております。

こちらのほうの目的と申しますのが、今まさに話題になっておりました高齢者をはじめとする本市の交通弱者、こういった方々に配慮した交通手段の確保を、今ある交通手段の利活用と、それを補完していく新たな交通手段の検討というのも交えながら、行政や交通事業者だけでなく地域全体で公共交通を支えていくという視点を持って策定しているところでございます。その中で取組といたしまして、交通空白地域であったりとか、交通不便地域をなくしていくという観点では様々な取組を進めていきたいと考えております。

今のところまだ予定の段階でしかありませんが、今考えておりますのがこの公共交通計画そのものというのが新年度早々に完成いたします。その内容に沿いまして、やはり本市でまず検討すべき公共交通手段の一つとして、先ほど14番委員からも少しお話が出ましたがデマンド交通というものの検討というのは、一つの検討の材料として俎上に上がってくるのかなと考えております。

ですので、そういったものの実証実験というのを始めていって、公共交通体系を維持するためにはその持続性というところを大事にしないといけないと思いますので、その検証というところはしっかりやって維持、持続できるものを構築していかないといけないと考えております。

それは財政面であったり、それを担っていく担い手の確保であったりとか、そういったところも含めまして、とにかく持続性のある公共交通体系、そういう高齢者をはじめとした交通弱者の方々が交通に困らないと申しますか、そういったところの穴を埋めていくような交通体系というものをどのようにすれば構築できるのか、そこには今申し上げましたデマンド交通であるかもしれないし、あとは既存の交通体系のさらなる活用であるかもしれないし、また福祉課長から先ほど説明があったタクシーチケットの関係の制度の見直しであるかもしれないというものをいろいろ

ろ組み合わせてやっていかないといけないのかなと考えております。

さらに公共交通を利用する方々の意識というものも市のほうとしてはいろんな情報を発信して、ぜひいろいろな形で公共交通を利用していただくように意識醸成を図ったりとか、いろんな事業者の皆様へ御協力をいただいたりとか、そういうことで持続可能性のある公共交通体系というのを市民全体で支えていくということを目指してそういった取組を進めていきたいと思っております。

**○14番（吉嶺周作）** 今、言われたこともですね、もう8年ぐらい前から、まずその巡回バスから始まってですよ、8年間経過しているわけですよ。ですから、計画を綿密に立てることも大事だと思いますが、まず早期実現ですよ、早期実現して、失敗してもいいじゃないですか、失敗しても改善してどんどん改善して、そういった交通弱者をですよ、救っていききたいと思っておりますか、思いますので要望にしておきます。

**○6番（城森史明）** 地域交通の話ですが、8ページにある買物弱者っていうのも一つの関連することだと思うんですね。要は買物弱者を救うっていうことは、それだけ地域交通を使って街に出らなくてもいいということですから、当然関連すべきことだと思うんですが、いちき串木野市の社会福祉協議会が買物弱者支援分で移動購買車ですか、立ち上げたっていうことですが、その辺の関連をどのように考えているんですかね。

要は、移動、買物弱者を救うために移動購買車が出ているわけで、当然関連があるわけですよ、交通弱者と買物弱者っていうのは。その辺は関連して考えなきゃいけないと思うんですが、それは地域交通体系に全然話の中に入ってきていないんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** この地域公共交通計画を策定していくに当たりまして、その協議会にも公共交通を利用される、いわゆる利用者側の代表者の方々でありますし、あと市民の皆様にもアンケートを取っております。あとは地域の代表者であります民生委員の方々にも地域の交通状況というか交通事情というのがどんなものかということでお尋ねもさせていただいているところでございます。

その中でやはり出てくるのが、特に高齢者の方々、買物と通院という2つの需要があるから、例えば免許返納したくても交通手段を確保しなければならないから、それがなかなかできないところもあるというようなお声も、これは以前からいろいろなところでお聞きはしていたところではございますが、改めてアンケートなり御意見として我々のほうも受けているところでございます。

です、そういう方々が買物であったり、あとは病院への通院とかを交通体系として支援していくためにどのような形が適切なのかという視点で、こちらの公共交通の計画というのは基本方針を定めいろいろ決めさせていただいているところでございます。

**○6番（城森史明）** ですから、私は買物弱者の移動購買というやり方もあって、それは当然行政が担う仕事じゃないのかと思っているんですが、実際いちき串木野市もそうだし、社会福祉協議会と連携してですね、実際、枕崎市は南さつま農協がもう先進的にやっているんですよ。

ですから、やはり今後この地域交通を考える場合にはやっぱりその買物、移動購買車という観点からはJAと連携して進めていただくよう要望をしておきます。

**○福祉課長（山口英雄）** 6番委員が言われた買物弱者対策の関係では、あらましにありますとおり買物弱者地域生活支援対策事業補助、これが6番委員の言われたJAが運行する移動販売に対する支援でございますので既にやっております。

**○6番（城森史明）** それを地域の状況を見ながら、より拡充をお願いしたいということです。24万はちょっとどういう基準で24万なんですか。

**○福祉課長（山口英雄）** この24万につきましては、その事業者が行う移動販売に係る燃料費のうち枕崎市内の走行距離に関わる部分の助成額でございます。

**○6番（城森史明）** 実際、いちき串木野市なんかはもう社会福祉協議会が主体となって移動購

買車を運営して、事業をもう経営しているわけですね。私は行政が絶対それはすべきじゃないかと、地域交通と一緒にですよ。

実際、JA南さつまは赤字なんですね、だから赤字幅を助成するとか、もうそうするということだったら分かるけど、そういう意味で、そういうレベルで助成事業は行えないんですか。

○福祉課長（山口英雄） 移動販売に関する交通弱者の生活支援対策事業ですけれども、これにつきましては本市のみならず南さつま市、南九州市、3市合わせて助成をしているところでございまして、この助成事業を実施するに当たりましては、3市及び事業の実施者でありますJAとも十分協議の上で、JAの意向も踏まえた上で実施しているところでございます。

この買い物弱者地域生活支援対策事業をもっと広げるべきではないかという御意見だったかとは思いますが、私どもといたしましても、これは今現在やっていらっしゃる事業者に限らずほかの事業者がこういった取組をするということであれば、そういった方々にも同様の補助をしますので、そういったことでこの事業を行う事業者が出てくれば同様な支援をしていきたいと考えております。

○6番（城森史明） 私は行政がやはり経営的にもやるべき事業、この性質上ですね、と思っておりますので、その方向性で検討されるよう要望しておきます。

○8番（豊留榮子） あらましの6ページ、ここに社会保障・税番号制度関係費というのがあるんですけど、この中身をお示してください。

○市民生活課長（日渡輝明） 社会保障・税番号制度関係費についてでございますが、この事業費につきましてはマイナンバーカードの申請・交付・通知に係る事務経費でありまして、財源についてはほぼ100%に近い国からの交付金で対応しているところでございます。

○8番（豊留榮子） 国からの補助金で全て賄っているということですが、マイナンバーカード、今何人の方が取得されているのでしょうか。

○市民生活課長（日渡輝明） マイナンバーカードの申請・交付状況でございますが、まず申請につきましては現在累計件数としまして1万0,347人、申請率については50.52%でございます。

交付につきましては9,635人、47.05%となっております。分母に係る人口につきましては令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口、今申し上げました申請・交付に係る人数等につきましては令和4年2月20日現在のデータでございます。

○8番（豊留榮子） なかなかあれですよ、この個人番号のカードは必要ないという方の理由など把握されているのでしょうか。

○市民生活課長（日渡輝明） このマイナンバーカードにつきましても、国のほうで積極的にテレビスポット等を行って、周知等を行っているところでございますが、マイナンバーカードの取得について、なくしたりしたときが怖いという意見は伺っているところでございます。窓口のほうでマイナンバーカードに対するセキュリティーにつきましてもお伝えして、制度についての周知を図っているところでございます。

○8番（豊留榮子） この取得されている方の年齢層はわかりますか。

○市民生活課長（日渡輝明） マイナンバーカードの交付に関しましては、地方公共団体情報システム機構のほうが発行主体になっております。市民生活課の窓口で交付申請を行われる方、直接自分でスマホ等による申請を行われる方等がございまして、こちらのほうでは年齢層などの情報提供がありませんので把握をしていないところでございます。

○8番（豊留榮子） 私が一番耳にするのはですね、このカードを持つことによって自分の生活の全てが分かってしまうという、何か貯金まで分かってしまうという、それは恐ろしい、怖いという声を聞くんですね、そういうのは市のほうには入ってきますか。

○市民生活課長（日渡輝明） マイナンバーカードにつきましては、基本的には4情報、氏名、性別、生年月日、住所、その部分しか記載をされておられません。ICチップ等を搭載されてお

ますけれど、例えば税の情報であったりとか、年金情報であったりとか、口座情報というのも特段記録はされておられません。マイナンバーカードを使ってシステムにアクセスする仕組みでございますので、そういったセキュリティー対策面についてもきちんと市民のほうにはお知らせをする形で対応をしているところです。

○8番（豊留榮子） でも、それがなかなか伝わっていないんじゃないですかね、皆さん、怖い怖いと、何で申請しないのと言うと、怖いからっていう声なんです。だから、みんな分かっている、もうただそのカードを作ってしまうと、もう全てが分かってしまう、そんな怖い怖いっていうことなんですよ。

市のほうがこういうきっちりとした体制といますか、そういうことには絶対使えませんとかね、そういうことを言うてくれたならば、また皆さんの考えも変わるかと思うんですけども、そういう使われ方というのは、市は使わないにしても国が勝手に使ってしまう、国にあればもう全てがその人の生活状態全てが分かってしまうというその辺のところは国に対して何か言うことはないんですか。

○市民生活課長（日渡輝明） 8番委員のほうからありました市民に対してそういった御説明等につきましてはですね、またこちらのほうでもしっかり内容等も周知するような体制を取っていききたいと思います。

それと、マイナンバーカード、勝手に情報を使われるのではないかと、そういった不安に対しましてはマイナポータルサイトで、どのような機関がいつ、どういったことで利用をしたという記録が把握できるようになっております。そのようなセキュリティー面の対策も取られておりますので、周知もしっかりと行っていききたいと思います。

○委員長（眞茅弘美） そのほかの質疑については総括でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「まだあります」と言う者あり）

それでは午後からも引き続き行いたいと思います。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時8分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

○3番（上迫正幸） あらまし6ページ、28番の地域おこし協力隊推進事業の中のスポーツ交流推進のための地域おこし協力隊、これの説明をお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） これは、スポーツを通じた街の活性化のために、新規で1名の方を地域おこし協力隊員として迎えたいと考えております。

4月から社会体育施設の指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者候補者との打合せで、自主事業計画に女子チーム創設との提案がありましたので、地域おこし協力隊の制度を活用できないか現在調整しております。

○3番（上迫正幸） 男性女性のどちらかということで、決まっているんですかね。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 指定管理者候補者から、公式の女子野球チームの設立という提案がございます。ですので、これから調整ということになります。

○3番（上迫正幸） 枕崎で女子野球の公式チームを発足させるということですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） あくまでも指定管理者候補者の要望でございますので、これから一般向けにホームページで募集をいたしまして、新年度の早いうちに導入したいと考えております。

○3番（上迫正幸） 分かりました。

次に、その下の地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助についての説明をお願いします。

○企画調整課長（堂原耕一） こちらの事業につきましては、令和3年度をもって協力隊を卒業し、本市に定住していただく予定となっております遊休農地の活用による営農の取組をミッションとして活動していただいている隊員の方が、農業関係の事業を本市で起業する予定でございます。

その支援として、この地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助として100万円の予算措置をしているところでございます。

○3番（上迫正幸） その方はどの地区の方か教えていただけますか。

○企画調整課長（堂原耕一） 今現在取り組んでいただいておりますのが、市内のいろんな地区の遊休農地を活用してハーブであったりとか、様々な農産物の育成と申しますか、生産をいただいているところでございます。

○3番（上迫正幸） ハーブを中心ということですが、ほかの作物を作るという考えはないのでしょうか。

○企画調整課長（堂原耕一） 現在、メインと申しますか、主として取り組んでいらっしゃるのがハーブとかスパイスなんですけど、今度、実際起業をなさって、御本人のほうも枕崎市でいろいろほかにも栽培されている作物がございますので、そういった作物も、どういう形で事業としてやっていけるのか、また、それを作るだけではなくて、それを加工して製品、商品として販売するというようなことも視野に入れていらっしゃるようですので、今後、そこら辺については、どんな作物が活用できるのかということも含めて、御本人のほうも考えていらっしゃる部分があるかなとは思っております。

○3番（上迫正幸） この協力隊の方は、将来的にはもう枕崎定住ということで考えていいですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） 将来的にと申しますか、個人情報になるので詳しいところはあれなんですけど、枕崎市に定住なさる予定と我々のほうも認識しております。

○3番（上迫正幸） 分かりました。

○13番（清水和弘） あらましの6ページなんですけどね。この在来線の利用促進に係る新規事業分、ここに43万5,000円出とるんですけど、この内容についてお願いします。

○企画調整課長（堂原耕一） こちらにつきましては、あらましの番号で言いますと22番、県鉄道整備促進協議会負担金、その中で、在来線の利用促進に係る新規事業分ということで上げさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、この県鉄道整備促進協議会と申しますのが、県内のJR沿線13市1町で構成される協議会でございます。県内の鉄道在来線の整備促進を目的に、これは県が事務局となっている協議会でございます。平成9年に設立されております。

この来年度の負担金が、米印のところでも新規事業として増加している理由ですが、来年度この協議会で、在来線の利用促進に向けた新規事業、例えば地域住民や観光客の移動手段の確保のため、特に利用者の少ない路線を対象として、謎解きイベントですとか、あとはクーポンつきの企画乗車券の造成支援、また鉄道沿線で行われているイベントを集約したチラシの作成など、利用促進に向けた取組をこの協議会で行っていくということで、その分の枕崎市分の負担金として、新たな負担金を増額計上させていただいているところでございます。

この取組には、枕崎としても協力できるところは当然、協力していきたいと考えております。

○13番（清水和弘） この上の21番なんですけど、このJR指宿枕崎線利用促進事業、これに何か乗ったような事業ということなんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 21番のJR指宿枕崎線利用促進事業は、本市の単独事業、独自事業でございます。

内容といたしましては、以前も議会のほうでも何回かお話はさせていただいたことはあるかと

は思うんですが、市内の保育園とか幼稚園、子供会、スポーツ少年団、また高齢者のグループの方々も対象といたしまして、いろんな行事とか取組でJ Rを利用していただいたそのJ Rの運賃に対して、助成金の支援をさせていただく取組です。

さらに、新年度からは、J R指宿枕崎線をマイレール、我が町の路線という子供たちの意識を醸成したいということで、学校行事とか児童生徒のその家庭での利用促進を図るために、市内で鉄道促進事業を展開する団体に委託をさせていただきまして、市内小中学校での鉄道に関する出前事業もこの中で行っていきたくて考えております。

○13番（清水和弘） 私としてはですね、この市内の小中学校、この人たちの遠足に利用するとかですね、そういうのにも取り組んでいくことで、またその住民に対する興しの気持ちというのかな、出てくると思うんですけど、その辺は考えてないの。

○企画調整課長（堂原耕一） 今、説明させていただきましたJ R指宿枕崎線の利用促進事業が、まさにその小中学校の学校行事等で、遠足もちろんその中に入ります。社会科見学であるとか遠足であるとか、そういったもので御活用いただいた際に、学校行事の場合は全額補助ということにさせていただいておりますので、そういった活用をお願いしております。

私どものほうといたしましても、そういう取組をしていくためには、やはり教育委員会のほうの御協力が必要ですので、我々企画調整課の職員が校長会とかにもお邪魔をさせていただきまして、ぜひ、この事業の活用をお願いしますということでお願いをしているところでございます。

この令和3年度の利用実績として、今年度実施する予定の見込みも含めまして、200名程度の児童生徒の方々がJ Rの利用をしていただくということで今、実績としてそういう数字が上がっているところでございます。

○13番（清水和弘） 私もこの路線についてですね、採算性について鹿児島中央駅に聞きに行ったことがあるんですけどね。もうやめたいんだという話だったんですよ。

それで、何とかできないのかなと思って、いろいろ私も考えとるんですけど、やっぱり今、企画課長が言われたこの小中学生の遠足とかですよ、そういうのに利用する、それも本当大事だと思うんですけど、住民に対してこの鉄道がいかにもいいんだよというそのPRとか何か考えていないですか、利用促進のためのPRとか。

○企画調整課長（堂原耕一） そのための取組のまず第一歩として、まず来年度から実施しようと考えております児童生徒への出前講座、まず、こちらのほうを通じて、子供たちが電車に乗ってみようというような意欲と申しますか、そういう動機があれば、行動というのは御家族、父兄の方々にも波及していくかと思っておりますので、そういった形で、J Rに乗るといって自体を楽しんでいただくと思しますか、そういった意識の醸成を図っていきたくて思います。

○13番（清水和弘） 電車で動くのもいいですけどね、その中で何かもうその地域ですよ、特産品とか、子供たちが好むような物を販売といいますかね、そういうのはできるのかどうか分からんけど、やっぱり子供たちが喜んでもらうようなその運行の仕方ちゅうのもあると思うんですよ、今んとこほかを見たらやってないみたいだけど。

やっぱりもうこの路線は採算性がちょっと危ないというのを言われとるもんだから、いかにしてこれを存続するかと考えた場合、いろんな知恵を出してやっていかないとかなんと思うんですよ。それは要望しときます。

次にですね、6ページの24番なんですけど、稚内交流事業とあるんですけどね。今、どのようなことをしとるんですかこれ。

○企画調整課長（堂原耕一） 稚内市との友好都市としての盟約のほうで、来年度10周年を迎えます。それに当たりまして、来年度、10周年記念事業を執り行いたいということで、今回のあらましに載っている予算を計上させていただいているところでございます。

これまでの取組といたしましては、やはりお互いの市民間の交流ということで、5周年記念事

業の際に、お互いの市民団が行き来をして、いろいろな草の根交流と申しますか、そういった取組をしているというところが大きなところでございます。

それと、水産高校の生徒の皆さんが、稚内市を訪れまして、枕崎市のPRですとか、かつおラーメンの振る舞いであったりとか、そういうお互いの交流を温め合ったというような取組であったりとか、あとはいわゆるコンカツ事業ですね、そういったところで様々な取組もなされているものだと思います。

来年度の10周年記念事業に当たりましては、やはりその住民同士の交流、市民同士の交流というところを第一に考えたいと思ひまして、市民訪問団というのを、稚内市の担当課の皆様ともお話をさせていただいて、お互いその行き来をするというところを考えているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、市民交流と発言がありましたけど、この市民交流は市民の募集を取るとか、最大限何人までとか、それでまた飛行機で行くのか、電車を使っていくのか、どうなんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 現在、予算計上させていただいているのは、一般市民の方々からは公募させていただきます。今、市民訪問団ということで行っていく方々には、その旅費の分に対する助成もさせていただく予定でございます。今のところ、人数の規模で考えているのは、20名程度、一般参加分として20名程度を考えているところでございます。

○13番（清水和弘） 稚内交流してから大分なりますけど、今現在ですよ、お魚センターで販売している稚内の製品がありますか。

○企画調整課長（堂原耕一） 大変申し訳ございません。お魚センターで実際にどういう商品が販売されているかまで、私把握しておりません。

○13番（清水和弘） 水産商工課は来てないんですかね。

○委員長（眞茅弘美） 今、費目が違いますのでおりません。

○13番（清水和弘） 今、稚内の品物がお魚センターで全くないんですよこれ。だから、私今こうして質疑したいんですけどね。交流交流というでもですよ、やっぱりお互いの物産展をやったりですよ、地域発展のためにやるんじゃないんですか、そういうことは考えていないんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 私、先ほど住民交流ということで申し上げましたが、市町村間の交流をする目的と申しますか、その効果といたしましては、住民の方々が交流し合って、あとその地域の物産等もお互い広め合って、そういった産業面の効果というところも、もちろんその中には含まれてくるものと思います。

○13番（清水和弘） 以前、私は稚内の人に1回だけだったけど会って話を聞いたら、もっと枕崎市でも稚内の製品を販売してもらえんのかなということがあったんですよ。

これはもう要望しときますよ。

○9番（立石幸徳） 民生費のですね、老人福祉センターの大規模改修。新年度、設計業務をするっていうんですけどね。施政方針では、老人福祉センターについては、健診機能の充実と避難所としての機能性向上を図ると。

この改修の内容っちゃうのは、大体どの程度の大規模改修になる予定なんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員からありましたとおり、老人福祉センターにつきましては、健診機能の充実と避難所としての機能性の向上を図るために大規模改修を予定しているところです。また、6年度から開始いたします高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けまして、事務室の改修も併せて行う必要があります。

こういったことから、個別施設計画では令和6年度ということであるんですが、その年度を前倒して令和5年度に改修工事をするため、4年度は調査設計等を行うものです。

健診機能の充実といたしましては、現在の大会議室を稼働式のパーティションによりまして、

検診時に個室を設けられるよう改修を行う計画です。また、トイレにつきましては、多目的トイレを設置する計画です。

○9番（立石幸徳） 当然、現在の施設を利用してといいたいでしょうか、そのまま残した形でその内部をいろいろと改修すると、こういうふうを考えておればいいんですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員の御指摘のとおりでございます。

○9番（立石幸徳） 私は老人福祉センターをいろんな形で充実させるにはですよ、あそこの駐車場ちゅうのは極めて手狭だと思うんですね。

それと先日、私偶然出会ったんですが、市立病院の横のちょっと勾配のある坂のところで交通事故が発生していましたよ。

それで、老人福祉センターが、いろんな形で利用されればされるほど、市立病院との間をですね、車の往来ちゅうのが当然多くないといけない。それから、朝方は特に上のほうの保育所に行く方々も結構あの道路を使ってですね、どうなのかと。

それで、かつての准看護学校の敷地ですね、あそこは今、どういうふうな活用というか、准看護の敷地はどここの保有地になっているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 市のほうで保有しております。活用につきましては、健康センターの検診時とかで利用者が多い場合に、駐車場として活用はいたしております。

○9番（立石幸徳） 私はむしろですよ、今度の改修の事業規模がどの程度の金額に上るのか分かりませんが、その准看跡地にですね、新設というとまた金もたくさんかかるかもしれませんが、もうそういう形で准看跡地を今の老人福祉センターの機能を全部下ろしてですね、そして今のところをあとは駐車場にするなり、もう避難所としても目立つし、大体市立病院横を歩いて老人福祉センターに行ったり来たりするのは、これから非常に問題になると思うんですよ。そういう構想はないんですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいまのところ、今9番委員がおっしゃいましたことにつきましては、検討はなされていないところなんですけれども、取りあえず、ある施設につきまして改修を行って、利用していく方向であるとは考えております。

先ほども申し上げましたが、健康機能の充実と避難所としての機能性の向上を図るためということでありますので、総務課とか、そのほか関係課とですね、そういった部分につきましては、新年度のほうで検討はしていきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） いろいろ、もう設計かれこれ始まってですね、後はなかなか振出しに戻って検討するちゅうのはちょっとやりづらいですので、ぜひ准看跡地をもう一回きちっとした形で新設というとまた金が伴いますけれども、そのほうが私は、今後将来的にですよ、数十年、健診あるいは避難所という意味での活用は、そっちのほうはかなり使い勝手がいい。実際、市立病院との横ですね、市立病院の駐車場に入る。あそこの通路ついたら1台ぐらいしか離合はできない。これが検診とかそういう避難ですよ、多くの車が行き来するようになったら、それはもう渋滞しますよ。

ですから、そういう面も設計に入る前に考えとっていただきたいとお願いしておきます。

○4番（沖園強） あらましの6ページをお願いします。

26番の総務費の地域電力推進事業、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援業務委託をされるわけなんですけど、今現在、採算分岐点といいますか、そういったものはどういった形で捉えているんですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） 現在、本市が再生可能エネルギーの普及転換による脱炭素社会への実現の貢献を果たしながら、地域内経済循環の創出、そして防災力の強化などといった地域課題の解決につなげていくためにエネルギーマスタープランを作成しており、その中では、その中核的な役割を担うための自治体新電力の設立というところを計画の中でいろいろ検討していると

ころでございます。

その検討の中で、今お尋ねの損益分岐点についてなんですが、新電力の成長戦略として3年ごとのフェーズというのを考えまして、まず第1弾のフェーズが令和4年度から令和6年度をフェーズ1として、この間に小売事業の安定に向けたその基盤を形成する時期というふうに捉えております。そして、次の令和7年度から令和9年度がフェーズ2ということで事業の体力を強化していく時期、収益化を図りながら経営体質の強靱化を図っていく時期というふうに捉えております。そして、さらに令和10年度から令和12年度をフェーズ3として事業を拡大し地域への還元、貢献をしていく時期というふうに捉えております。

今、申し上げましたフェーズ2、新電力の体力強化時期の1年目、事業開始からいいますと3年目に当たるのですが、令和7年度の時点での損益分岐点というところを詳細に試算しているところでございます。

その損益分岐点といたしましては販売電力が6,072メガワットアワー、売上額でいいますと約1億4,800万円という小売の売上額になります。このうち3,808キロワットアワー、金額にいたしまして約8,800万円というのは、本市の公共施設を基盤としてこの事業を始めていこうと考えておりますので、公共施設からのものとなっております。

その他、再生可能エネルギーの販売量に応じて入ってくる再生可能エネルギー賦課金等その他の収入が大体約2,000万円、残る約4,000万円というのを民間の需要家の皆様から獲得というか、契約をしていただければならないという計算になります。大ざっぱな計算になりますが、イメージをしていただくためにあえて換算いたしますと、この4,000万円程度の販売というのが販売電力に対しまして2,260メガワットアワーという単位になるんですが、これが一般家庭に換算いたしますと600から700世帯分の契約ということになります。

もちろん、自治体新電力が目指している契約相手方というのは一般家庭のみではなくて、より需要の大きい事業者というの視野に入れて営業し、顧客の獲得を目指していきますので、全てを一般家庭で賄うということではございませんが、あくまでもイメージということで事業を安定させる時期、それから利益を出していく時期における損益分岐点といたしまして一般家庭に換算すると約600から700世帯の顧客の皆様との契約が必要で、その際の売上額というのが約1億4,800万円程度というところで試算を立てております。

**○4番（沖園強）** 売電のほうは説明が1億4,800万とあったんですけど、買うほうはどっから買う計画になっていくんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** エネルギーマスタープランにつきましては、エネルギーの地産地消というものを基本方針にも掲げてございます。ですので、電力調達については地域内からの電力調達というのを積極的に図っていきたいと思います。

その中で、例えば枕崎市は太陽光の導入率が県内でも物すごく高い地域でございます。またさらに本地域には太陽光と比べて安定的な発電が可能な木質バイオマス発電の存在もございます。そういったところが候補の一つとなることを考えております。

ただ、電力調達に当たりましては資金運用面などのリスク回避のためにも、その時点での新電力会社の規模に合ったものを行う必要があると考えております。事業立ち上げ時というのは、基本的には民間顧客の獲得も1年目から積極的に図ってはいきますが、現在の見込みといたしましては公共施設のみでの電力供給を中心とすると考えた際に必要な電力量に対し、先ほど申し上げました本市に所在するバイオマス発電の発電出力というのは、はるかに大きな発電出力を持っております。

このバイオマス発電から新電力会社が電力を調達する場合には、これは制度上、その全ての電気料を買い取らなければならないという決まりになっております。このため安定的な運営体制を確立するためにもバイオマス発電からの電力調達と申しますのは、ある程度その電力の需要の規

模が拡大してから利用をしていくというのが望ましいのではないかとということが、今のところ我々の中では考えているところでございます。

○4番（沖園強） 我々素人でよく分かりづらいんですけど、そうすると1億4,800万円の売電を考えているということですよ、太陽光はいろんな事業者が、小さな事業者から中堅からあるんですけど、そのバイオマス発電の出力、大体どのぐらい賄えるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） バイオマス発電の出力というのは1,990キロワットという出力でございます。これもイメージをしていただくためでございますが、先ほど申し上げました事業立ち上げ時に公共施設のみに売電をした場合、季節で電力の使用量というのはピーク、オフピークでございます。一番が夏場のピークで、最大ピークを迎える時間帯で1,000キロワット程度、それ以外の中間期と申しますか平均的な利用の場合は600キロワット程度ですので、その600キロワット程度だったら1,000キロワット以上の差、余剰が生まれてくるというところでございます。これあくまでもイメージということで考えていただければと思います。

○4番（沖園強） 我々、分かりやすく説明していただきたいんですけど、例えば木質バイオマス発電所の場合、今幾らで売っているのか、それも知らないわけですよ。

例えば売電価格が42円で始まって今20円前後になっているとかいうじゃないですか。今バイオマスの方は幾らで売電しているんですか。それと、8,800万円の公共施設、これ全部の公共施設になってくるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） まず、本市のバイオマス発電の売電価格、買取り価格についてですが、FIT制度（固定価格買取制度）という制度を活用いたしまして、枕崎バイオマスエナジーは市場に電力の全量を販売しているところでございます。九州電力のほうに販売しているところでございます。

実際、地域自治体新電力会社として買い取るとなった場合には、いわゆる市場価格、需要供給のバランスでその時々が決まった価格で買い取るということになります。例えばですが、2016年から2024年までの年間平均価格は9円程度、1キロワットアワーという単位を9円程度で買い取る市場の価格となっております。小売業者はその値段で電力を買い取って、それを販売していく、それに利益の分を上乗せして販売していくというような流れにあります。

ただ、これは変動する価格ですので9円というのはあくまでも一例でございますので、その時々によってその価格というのは変動をするものでございます。

○4番（沖園強） 分かりづらいんですけど、そうすると新電力会社は幾らで買っていくんですかね、九電に売っているわけでしょう、バイオマスエナジーの場合は。そして、新電力会社も今の相場の約9円で買うということになっていくんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 電力、電気というのは発電された瞬間に系統線といういわゆる電線に流されるわけですけど、その瞬間からイメージとしては無色透明になります。ほかの電気とも混ぜ合わせられることとなりますので、それをもしバイオマスエナジーのほうの電気を新電力会社として活用するという段階になりましたら、新しく立ち上げる新電力会社が使用する電力というのは、バイオマスエナジーが発電した電気であるという色づけをする契約を結ぶこととなります。

その契約を結ぶことによって、繰り返しになりますが新電力会社が活用しているエネルギーというのは木質バイオマス発電から生み出された再生可能エネルギーであるという色づけがなされる。その際の価格と申しますのも市場価格と連動することになります。その市場価格というのが報道等でお聞きになられたこともあるかもしれませんが、JPExという日本で電気の取引を行っている市場がございます。そこでの刻々と変わっていく単価で調達をすることになります。

○4番（沖園強） よくまだ飲み込めないんですけど、バイオマスエナジーの場合はどのくらい売電能力があるんですかね。新電力会社1億4,800万円、売電するちゅうわけでしょう。全部賄

えるんですか、そこで。

○企画調整課長（堂原耕一） すみません、例ばかりで大変申し訳ないのですが、先ほど申し上げました損益分岐点と、我々のほうで試算で考えております1億4,800万円の金額程度の必要電力というのが6,072メガワットアワーという販売電力でございます。こちらの必要電力に対して、例えば本市のバイオマス発電所の電力を全量買い取った場合には、多分と申しますか大幅に余る形になるかと思えます。

○4番（沖園強） 行政が取り組んでどんなメリットがあるのかなって、非常に疑問に思っているんですよね、今度、南九州市が市有地に太陽光発電をして、日置市みたいに公共施設に売電するということになりますよね、まさしく地産地消といいますか。

カーボンニュートラルという観点から考えたときに考え方の一つで、このバイオマスエネルギーにしてももう売電した時点でカーボンニュートラルじゃないという見方をされている事業者もいるんですよ。南九州市みたいに自前の発電所があって、自前の公共施設で使えばカーボンニュートラルにつながっていくというようなふうにも聞いたりしているもんですからね。それを買ってまた売って、買って売ってっていうただの中間事業者みたいな感じですがね、ほら。新電力の場合はですね、どこにメリットがあるのかなというふうに思うんですけどね。

○企画調整課長（堂原耕一） 4番委員から脱炭素ということでお話があったところでございますが、このエネルギーマスタープランというのは脱炭素の取組の全てではないかとは思いますが、エネルギーを通じて脱炭素への貢献を果たすための計画であると考えております。

先ほど、すみません、私の説明が分かりにくかったかもしれませんが、まず例えば地域内で生産される再生可能エネルギー、バイオマスをはじめとした再生可能エネルギー、契約の名称が特定卸供給という契約なのですが、その契約を結ぶことによって枕崎市の新電力会社はその再生可能エネルギーを活用して販売しているという形になるというのがまず1点。

それと、ほかにもエネルギーマスタープランで取り組んでいこうと思っておりますのが、先ほど委員もおっしゃったとおり、やはり再生可能エネルギーそのものの発電力と申しますか、発電量を枕崎市内で上げていかないといけないと、今現在、枕崎市の再生可能エネルギーの導入比率という値がございまして、枕崎市が実際使っているエネルギー量、電気料に対しまして、いわゆる再生可能エネルギーの発電量はどれぐらいの割合であるのかということ、これが最新で我々がつかんでいる数字で61.6%という非常に高い割合でございます。これを今作成しているエネルギーマスタープランでは、2030年までに何とか100%まで持っていけないかという計画を立てているところでございます。

これは新電力会社を通じての再生可能エネルギーの普及という取組ももちろん必要ですが、その発電自体も積極的に様々な施策を通じて手がけていかなければならないのかなと考えております。例えば、具体的には事業者であったりとか、家庭の皆さんが自分たちで使う、いわゆる自家消費分ですね、自家消費の太陽光であったり、それを蓄電池と組合せて使ったりする取組に対する支援であったりとか、そういう発電そのもの、再生可能エネルギーを枕崎市内に増やしていくという取組も併せて行っていきたいと考えております。

○4番（沖園強） 先般の新聞報道等でもあったんですけど、結局、公共施設も分散していると、民間事業者も分散しているわけですよね。そうすると、分散している施設に対して蓄電池を設置しないといけないと。そうなったときにもう太陽光は20年の経年劣化が出てくると、また今そういった採算分岐点で非常に難しい局面を迎えるだろうというようなことも聞いたりもしているんですけど、第2フェーズに入るまでの運営体制、構築支援業務ですね、このマスタープランをつくるのにどういった体制で、官民連携で行う体制、運営体制はそうなんでしょうけど、そのマスタープランというのは6年度あたりで仕上がるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） マスタープランそのものは来年度の早期に完成をさせます。その

中では自治体新電力のことだけではなく、市全体のエネルギー施策を通じました地域課題の解決、環境、経済、防災といった取組を掲げた計画でございますので、その取組を新電力を設立するしないに関わらず進めていきたいと思っております。

先ほど4番委員からなかなか蓄電池とかの設置で採算を取るのが難しいというようなお言葉もありましたが、そこに対しましてはまだこの取組というのが、いつからできるかというのはこれから研究していくことになるんですが、いわゆるPPA事業という取組がございまして、これが何かと申しますと例えば一般家庭であったり、事業者であったり、その屋根を発電事業者がお借りして太陽光と場合によっては蓄電池もセットで設置をいたします。その設置に関する費用というのは一切無料、使う側からしたら無料です。その取組に対しては国から補助金も出ますので、発電会社側も初期投資経費は抑えられると、その残った投資経費をあとの使用料という形で、通常は普通に電気を使うよりも安い金額で回収していくという事業モデルが全国いろんなところで行われているところでございます。そういったところの本市への普及と申しますか、導入というのもどんな形でできるのかということも研究してまいりたいと思っております。

**○議長（永野慶一郎）** 何ていいますか、素朴な疑問なんですけど、まずは木質バイオマスの発電所ということなんですけど、設備って50年も100年も動き続けるものじゃないと思うんですよ。まあ言えば、耐用年数とかそういったものがあると思うんですが、そこら辺は何年ぐらいの稼働を見越しているんですか、耐用年数、設備の。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 先ほども少し申し上げましたが木質バイオマス発電所がFITという制度を用いて発電をしていらっしゃいます。そのFITの期間というのがまず20年ございます。

だから、少なくともその20年間というのは稼働されていくものであると考えております。そのあと、いわゆる卒FITというFIT制度が終わった後の状態になるわけですが、そのあとも発電電力自体はそのまま維持されるものと考えておりますので、将来的には卒FITの後の電気の買取り、それは発電会社との独自の相対契約になりますが、そういったところで交渉を行って、その電気の買取りというようにも考えていかなければならないのかなと思います。

**○議長（永野慶一郎）** あと何ですか、耐用年数を過ぎても扱っていけると、そのときにまた価格とかも再度協議をするということなんですよ。

あとですね、その発電のもととなる木材を燃やしているわけですが、この木材、ウッドショックとか結構言われている中で、その木材の確保、こういったのはもう20年後先まで大丈夫ですよと、そういった見通しは立っているんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 木質バイオマス発電の木材の確保の部分というのは担当が農政課にはなるんですけど、そちらのほうから私どももお聞きしている話でお答えいたしますと、その協議会をつくって、本市内だけに限らずその地域内であったりとか国内からの安定需給というところを行うための取決めであったりとか、活動であったりというところを行っているようでございますので、事業者のほうからもお聞きしてはございますが、確かにいわゆるウッドショックというものがあって、なかなか木材そのものが外国のほうに流出してしまっているような状況もあるようでございますが、基本的にはバイオマスが発電で使うのはいわゆる未利用材ですね、本来だったら何かに使った残りの部分というのを活用するものですので、その燃料というのは、今のところはと申しますか、確保はきちりできているということで事業者のほうからはお話は何っているところでございます。

**○議長（永野慶一郎）** 木材の価格が上がったこととかですね、原料が上がったことによって利用者の料金が上がるとかですね、そういったことは考えられないんですか。もう一定のある程度安定した金額での売電になるのか、そこらもちょっと心配なんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 今おっしゃられた部分、それは木質バイオマスエネルギー発電に限

らずの話で、電気エネルギーをめぐる世界的な情勢についてのお話になってくるかと思うのですが、このエネルギーをめぐる状況と申しますのは、以前から原油でありますとか液化天然ガスの世界的な高騰傾向というのは続いてきたところでございます。

今回のいわゆるウクライナへの侵攻ですね、ロシア連邦の侵攻でございますが、今回のロシア連邦の行動とそれに対する世界各国の経済制裁の実施によりまして、世界のエネルギー情勢と申しますのは多大な影響を今後被っていくということが予想されます。

なので、この動きと申しますのは本市が来年度から取り組もうとしているこのエネルギー事業そのものに対しても、それに当たっても最大限の注視をしていかなければいけないと思っております。

外的な要因でエネルギーコストが上がるという、つまり、日本はエネルギーを輸入に頼っておりますので、その輸入価格が上がっていくと我々需要側ではどうしようもできない理由で上がっていくということなので、先ほども少し申し上げましたが、地域内で電力そのものを生み出して、地域内で消費していくというエネルギーマスタープランでやろうとしている取組というところは、なおさら重要度が今後増していくのかなと思っております。

それは例えば自家消費型の発電設備というのをそれぞれで導入して、自分たちで使う分を自分たちで生み出すといえればいいんですかね、そういった取組などをしていって、外的な要因をできるだけ受けないようにするというような取組というのは、家庭もですし、事業者に対してもですし、そういったことを取り組んでいく重要性というのは非常に今後高まっていくのかなと思っております。

一方で、市場が高騰してその電力が上がっていくというのは、正直申し上げまして地域新電力会社そのものには大きなリスクとなるところでございます。ですので、今の情勢というのはまさにイレギュラー中のイレギュラーな事態で、なかなか現時点で詳細に先の見通しまで立てることができませんので、今の段階でどうこうという判断というのはなかなか難しいところはあるんですが、そういった世界情勢にも目を配りながら、例えば自治体新電力の開始時期というところの判断というものにも、今後は十分注視していかなければならないものと我々も考えております。

**○議長（永野慶一郎）** 結局は、最初は公共施設で電気を使うということですが、あとは市民にもってというようなお考えだと思うんですけど、今、電力の自由化で結構ほかの、今まであった九電に限らずいろんなところが新電力会社をつくって競争していますよ。

そういった中で、本市はどうやって市民に使っていただくのか、委員会が2回ほど開かれていますよね、委員会というかこの地域電力の委員会がありますよね、協議会ですか、その中でもアンケート結果みたいな、市民アンケートでも今までの電力会社より安かったら使うというような意見が圧倒的に多かったと思うんですよ。そこら辺も踏まえて今後どうやって対応していくのか、最後にお聞かせください。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 今、シミュレーションで行っている、先ほど申し上げました損益分岐点の1億4,800万円という金額で申し上げました。こちらのほうも今、一般家庭がお支払いされている金額よりも数%下げた金額でお売りした場合ということで想定をしているところでございます。

需要家の契約電力量にもいろいろ種類があって、物すごく大きな電力を使用する特別高圧の契約者であったり、高圧、低圧とかいろいろございますが、その中でも我々が今後起こそうとしている地域新電力会社が得意であると考えられる契約相手方の層ということもございまして。基本的には今の使用電力よりも安い金額で御提供するというところを目指しながら、料金体系というのは考えていかなければならないと思っております。

あともう一つ、住民の皆様にもまだ我々も今後十分お伝えしていかなければならないなと思っておりますのが、先ほど来少し話が出ております世界的な脱炭素に向けた動きの中で再生可能エ

エネルギーの普及を図っていかねばならないということ、それと例えばほかの電力会社と契約しているということは、もうそれは市外の事業者ですので、枕崎市のお金というのが域外に出ていくということにもつながります。

枕崎市内に所在する地域新電力会社と契約していただければ、そのコストというのは地域内にとどまることとなります。その頂いた金額をさらに地域に循環させるというような取組というのも、この地域新電力会社の一つの大きな使命と申しますか取組であると思いますので、そういったところを御説明させていただきながら、この地域新電力会社と契約していただく意義というのを十分御理解いただいた上で契約はしていただきたいかなと思っております。

○委員長（眞茅弘美） 5番委員、時間が1時間たっていますので簡潔にお願いします。（「ちょっと長くなるよ、短くしてくださいって言うの」と言う者あり）

それではここで10分間休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時21分 再開

○委員長（眞茅弘美） それでは再開いたします。

○5番（禰占通男） 先ほどの新電力についての関連ですけど、説明で低圧家庭用が600から700世帯っておっしゃられているんですけど、この高圧部分についてはどのぐらいの需要を見込んでいるんですか。その企業とかこっちのほう売上げに貢献すると思うんですけど。

○企画調整課長（堂原耕一） 今5番委員のおっしゃるとおり、効率と言ったら表現が正しいかどうか分かりませんが、より大きな電力を使っていただく需要家の方っていうのは、販売電力の獲得につながっていくものでございます。

ですので、我々といたしましても、大規模な需要家の皆様もそうですし、本市の産業界の中小の企業の皆様を中心として、セールス、営業は当然してあって、そこの部分の顧客の獲得というのは大変重要なものであると考えております。

先ほど御説明させていただきましたのが、総電力が先ほどの1億4,800万という売上げを獲得するには、6,000メガワットアワーという単位の電力の販売が必要になると。それをイメージとして、一般家庭だけで全部を賄う場合には600から700世帯ということで申し上げたところがございます。例えば今の現段階で何件そういう高圧であつたりとか、低圧であつたりとかということを、それぞれ、獲得するというそこまでの具体的な件数までは想定はしておりませんが、そういう事業者の皆様というところにも積極的に契約が獲得できるように働きかけを、これは会社を立ち上げる前から、例えば市長のトップセールスなどもお願いいたしまして、様々な働きかけをしていきたいと思っております。

○5番（禰占通男） 高圧については今からということですね。

それで、一番電力と言ったらですよ、本市は毎年台風が来る、停電も必ず起きる。たまにはちょっと二、三年前はもう1週間ぐらい来なかったところもあったですけど、こういった保守ですよ。

架線についていろいろ、トランスについていろいろありますけど、これが九州電力で契約しておれば、すぐあちこち回復も早いだろうけど、もしこの新電力になった場合、あんたところは新電力だから、うちとは関係ありませんよ、そうはならないと思うんだけどそれも考えられますよね。停電になったらどうするんだと。

うちには警察署はあるけど、自衛隊とか、ほかの国の施設がないですよ。ほかの施設があれば、絶対電気は止めないんだけど、私はこれはもう住んでいたところがそういうところだったから、そういうことを先輩からも聞いて、事実そうなんですけどね。

ただ、そうなった場合、新電力でうちが起業するっていうんだったら、この保守点検っていうのはどのように考えておられるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一）　こちらにつきましては、こういう地域の電力会社、いわゆる地域新電力会社というのは、国のほうもどんどん電気事業にいろいろな地域を含め、様々な業界の方々も含めて、いろんなプレーヤーに入って参加してもらおうというような方針で、様々な法整備も行っているところでございます。

その中で、今現在もそうなっているんですけど、電気を小売する売電部門と、電気を送ったり、いろんなところに届ける送配電部門、ここは完全に会社として、法人として分離をしているという法律になっております。

なので、例えば枕崎市が立ち上げた新電力会社も、大手の九州電力も同じ送配電網を使って、電気というのはそれぞれ送電網の使用量を払って需要家の元にお送りするものでございます。

ですので、例えば台風とかで、そういう電気が途中で電線が切れたということになったら、送配電会社のほうが当然修理を行うわけですが、その修理というのは、言えば、その電線を使っている全ての小売会社と言えればいいんですかね、そこがもう特にどこが優先されるということではなくて、九州電力と契約しているから優先的に修理がされるということでもないというのは、これは法制度ではっきりと決められているところでございます。

それと、停電についてなんですけど、今回のマスタープランの中で、本市の取組の一つとして掲げておりますのが、防災力の確保、向上というところでございます。これ何を言っているかと申しますと、例えば本市の公共施設のその避難所指定になっている施設等を優先しまして、そこに太陽光と蓄電池を組合せて設置をし、例えば、台風で停電になった後も一定時間はその電力が確保できるというような施設整備というところも取り組んで考えていきたいと思っております。

○5番（禰占通男）　今、課長は蓄電池ちゅうことを言いましたけど、今まだ工業的な大きな蓄電池ちゅうのはまだ無理な話みたいで、家庭用はそれなりに需要が出てきているけど、高価だと。だから、これからのこの令和10年ぐらいうちの新電力会社が発足いたしたとして、そのぐらいにあと四、五年あるから、それまでには開発も可能かなと思っているんですけど。

それで、一番の問題は、先ほどから課長もおっしゃられているように、枕崎市の新電力としてのパートナーですよ。

市民は契約すれば、一応パートナー、それが一応うちの電力会社は絶対成功させないといかないと、やっぱりそういう気運になると思うんですよ。だから、さっきその高圧はどのぐらいなんですかっていう。やっぱりそのパートナーで成功するか、しないかはもう左右すると思うんですよ。もう毎日使うものを。太陽光は夜は発電できない、それをどうカバーするのかっていうそこから辺がネックと思うんですけど。

この共同運営、パートナーちゅうのを探すっていうか、その確保ちゅうのがこれから重要になるだろうと思うんです、一番の。その辺はどうなんですか。

○企画調整課長（堂原耕一）　5番委員のおっしゃっているパートナーと申しますのが、今のお話いただいた内容から判断いたしますと、自治体新電力が供給する電力の使用に御理解のあるパートナーという意味なのかなと思いますが、この本市のエネルギー施策を検討していくに当たって、地域エネルギー社会活性化協議会という組織を立ち上げて、今回のマスタープランの策定にも様々な御意見をいただいているところでございます。

協議会におきましては、銀行、金融機関はじめとする金、産、学など、市内市外の様々な立場の方々に参加いただいております。

その中では、この取組の意義であったり、目的であったりというのも十分我々としても、委員の皆様にはお話をさせていただいているところでございます。

その中には、具体的にどうこうというのは今の段階で言えませんが、大口の電力の需要をされていらっしゃる事業者と申しますか、そういった関係の方もいらっしゃると思いますので、そういった方々とお話をさせていただくとか、あとは今回マスタープランの策定を進めていくに

当たって、コンサルに委託しているところなんです、そちらのほうが、本市内の大口需要家の皆様にもいろいろ聞き取り調査等もさせていただいているところでございます。

そういったつながりというところもきっかけといたしまして、この取組の御理解、そして御契約というところまでつながっていただければなと思っております。

**○9番（立石幸徳）** 私もこのエネルギー関係ですね、数年前、一般質問もしましたけど、私は基本的にですね、行政は事業には手を出すべきじゃない、これが基本だと思います。

それは、エネルギー関係の会社設立でも、もう2年前から施政方針に会社を立ち上げますって言うって、いまだにできないですよ。そういう事情、それから市民にですね、私その2年前に第三セクターでこういった電力関係の会社ができるそうだったら、立ちどころにその市民の方はやめてください、枕崎の第三セクターで何が成功したんですかと言われてましたよ。

一応、そういう前提の中でですね、私自身も2年前にいちき串木野市の電力会社にも研修に丸1日かけて行ったこともあります。お尋ねしたいのは、先ほどから企画調整課長が言われるとおり、エネルギー関連っていうのは、まさに国際的な視野、国際的なものを備えた上での経営をしなければならぬと思います。決して大きいとは言いませんけどね。

大体、その今、原油が高騰しているのは、その原因になっているのは脱炭素ですよ。片方では脱炭素といって非常にいいことをしているみたいだけど、そのこと自体が逆に原油を引き上げているわけですから、それはもう化石燃料に対する国際的な投資がもうなくなってきて、もうこれから将来先には必要ないんだということから当然上がっていきますよね。

そういう国際的な視野を持たないといけないエネルギー関連に、果たして地域の自治体がどれだけいい形で会社運営ができるか、私は甚だ疑問だと思いますよ。

ですから、できるだけいろんな協力会社あるでしょう。私も2年前、県に行って、その当時、日本全国で70ぐらいの地域電力会社が存在していました。

でも、それをずっと見る中で、いい形でやっているっていうのは、あんまり記憶ないですよ。

ですから、今度本当にこの施政方針にですよ、新電力会社の設立に取り組みますと書いているんですね。これはもう再度の確認ですけど、第三セクターになるんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 先ほど来お話をさせていただいています自治体新電力会社については、市が出資して設立をするという予定になっておりますので、いわゆる第三セクターになるかと考えております。

**○9番（立石幸徳）** もう一点だけ。その市が出資っていうことは、筆頭株主になる、市長が社長になる。これだけ確認させていただきます。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 出資割合につきましては、単独の経営権が維持できる51%以上というところを今のところ想定をしております。

代表取締役については確定ではございませんが、市長というところを今のところは考えているところでございます。

**○5番（禰占通男）** 一般会計予算の86ページのごみ処理中間施設整備基本設計業務についての関連です。

6年から新しい焼却施設の稼働が始まるということで、本市の中間処理施設の整備については、ごみの減量化ということについてはどのように考えておられるんですかね。今までと違って運搬ということも考えられますし、また分別っていうことも考えられるんですけど。

**○市民生活課参事（松田勇一）** 中継施設の整備とごみ減量化につきましては、別物と考えておりまして、ごみ減量化につきましては、新年度からもお願いをしておりますように、早急な対応が必要だということで、ごみの収集回数を市民の皆様に変更をお願いしております。

可燃ごみにつきましては、週3回であったところを週2回に変更しまして、それから不燃ごみにつきましては、週1回あったところを月1回に変更をお願いしまして、市民の皆様には、ごみ

減量化につきましては早速取り組んでいただこうということで、新年度そういう計画をしております。

ごみ中継施設につきましては、新クリーンセンターが令和6年9月に供用開始になりますので、それに伴いまして枕崎市民のごみの利便性を考慮しまして、これまでどおりごみの持込みができる施設ということで中継施設を考えております。

それから中継施設につきましては、新クリーンセンターが稼働しましたときに、資源ごみにつきましても、枕崎市、それぞれ構成市で処理を行うということになっておりますので、中継施設におきまして、資源ごみの中間処理を行うということになっております。

○5番（禰占通男） 今、参事のほうから説明がありましたけど、回収も今までより減るんだけど、この減るということは、私はちょっといいタイミングじゃないかなあと思って、ごみの減量化、分別、特に分別ですよ。燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみっていろいろありますけど。問題はその資源ごみをどうするかですよ。その辺を今までと変わらない、ずっとこれでいくんですか、ある程度また供用が始まってからまた何か考えるんですかね。

○市民生活課参事（松田勇一） 4月1日からのごみ収集体制の見直しにおきまして、分別については、今のところは、今までどおりということをお願いをしているところです。

まずは、ごみの収集回数を減らして、生ごみとか、家庭内での自家処理ができるものに対して、家庭内でごみ減量に取り組んでいただきたいというところがあります。

資源ごみにつきましては、これまでは容器包装プラスチック、やわらかいプラスチックのみが資源ごみという形で分別されております。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というのが4月1日から施行されることになっております。この中で、プラスチック製品についても分別をとということになってはいますが、これにつきましては一般質問でもお答えしたんですけども、中継施設ができるのに合わせてそういう施設も整えていくということ考えているところです。

ですから、資源ごみの分別につきましては、現状は今までどおりですけども、今後、分別が必要なところにつきましては、先進地の事例を見ながら、そういう分別にも取り組んで、ごみの減量化には努めてまいりたいと思っております。

○5番（禰占通男） 参事からもありましたように、一応法律が変わると。環境省も今、容器包装で扱っていた分と、何かペットボトルもろもろがまた別々にしてリサイクルを進めましょうということが、今、報告があったとおりになんですけど、これ見ると、うちのプラスチック回収については、ペットボトル、やわらかい再生のプラスチックと分けたりして出しているわけでしょう。枕崎は早々と取り組んでいるような格好ですよ。

皆さんが基準をどうしているか知らんけど、大体そういうふうに2種類か3種類に分けられるわけでしょう。それをただ市民の方が理解してもらえるかなという、ただそこを思ったんですけど、今後、考えると言われましたけど、これ早急にやっぱりするべきじゃないですか。これとこれはこの包装用とか。

硬いプラスチックの燃えるごみとして出せないようなものとかって、そこら辺を何かすればまた減量化とかリサイクルも何か率が上がってくるんじゃないですか、どうなんですかね。

○市民生活課参事（松田勇一） 資源ごみのプラスチック製品の関係なんですけれども、現在、内鍋清掃センターにある施設では、中間処理をする機械の整備がなされていないところです。

先ほども言いましたように、枕崎市が整備するマテリアルリサイクル推進施設の中で、そういう部分も検討していくということになります。

ですから、分別についても、それまでに分別の方法とか、いろんなものについて整備を進めていくということになります。

○5番（禰占通男） かつてうちの委員会でも、響灘まで行って再生工場を視察したことがあっ

たんですよ。私がたしか1期目の時だったと思うんだけど。プラスチック製品の再生ですね。

結局いろんなものになるという、ただ、純度のいいやつをつくるには、やはりきれいなものでないと駄目なわけでしょう。だから、やっぱり昔、響灘というと、もう公害で汚い工業地帯だったけど、あそこがもう再生処理工場ですよ、今でもだと思っただけ。

そういった中で、今新しく焼却施設に取り組むこの4市ですよ。ほかの市はどのようにこの分別ちゅうのをやっているんですか。

なぜかという、4市が取り組む、そこで一番いい分別の仕方ちゅうのは、何かありそうな感じで、よかったらそれを皆さんまねするじゃないけど、一緒に取り組んで入札するならするで入札してもらったほうが高く売れると思うんだけど、どうなんですかね、今後の取組については、

**○市民生活課参事（松田勇一）** 構成市の資源ごみの分別、それから収集の方法につきましては、組合の幹事会等でいろいろ協議もなされ、それから新クリーンセンターの施設整備に関わる部分で作業部会というのもありまして、そういう中でもいろいろ協議をしております。

しかしながら、それぞれの構成市で分別方法が異なっているということがありまして、一緒にできなかったというところもあるかと思えます。

また、燃やすものではないですので、わざわざ新クリーンセンターまでっていうところもあって、それぞれ構成市で中間処理できる部分については、中間処理して業者に引き渡す。その方法が一番やりやすい方法だということで、幹事会のほうで決まってきたところですよ。

それぞれ構成市のやり方がありますがけれども、その部分につきましては、それぞれ構成市のいいところっていうところは、枕崎市も見習っていきたく思っているところですよ。

資源ごみにつきましては、ごみの量には変わらないというところがあります。資源ごみもごみ量に含まれます。ですから、資源ごみと出されたごみについてのごみ量には、今のところ換算はされているというところで御理解をいただきたいと思えます。

**○6番（城森史明）** 今度から中継施設を経由していくわけですが、その運搬料の増大費用というのはどれぐらい試算しておられるんですか。中継施設から高橋までの。

**○市民生活課参事（松田勇一）** 枕崎市が整備する中継施設で中継するものにつきましては、市民から持ち込まれた持ち込みごみのみの運搬を考えております。

それぞれ集積所から出されるごみにつきましては、直接、委託業者が金峰高橋のほうに持っていくという計画をしております。ですから、その部分につきましては、今後、試算というのはやっていかないといけないと考えているところですよ。

新たに中継施設からの運搬というのも出てくるとは思っています。これについても今後、試算していくということになっております。

**○6番（城森史明）** 今後の試算ということですが、大ざっぱには試算はされていないんですかね。というのは、かなりその距離が長くなるので、直接持っていても、かなりの財政負担になるし、そして、例えば草や木々なんかはですよ、その中継施設に持ち込んで、またそこから運んだら、また二重手間になるじゃないですか。その辺のやりくりっていうのは、どういうふうに、その草木なんか一旦、中継施設に持ち込むんですか、直接持って行くんですか、市民は。

**○市民生活課参事（松田勇一）** ごみ処理中継施設の整備をするに当たって、今現在、課題となっている部分があります。それが、草木の問題、それから一般質問でもお答えしたんですけども、毎日受け入れるのかとか、事業所のごみをどうするのかとか、いろいろ課題というのがあります。

これにつきまして、今、環境保全検討会の中で課題を出しまして、今後どうしていこうかということで協議を進めているところです。そういうのも含めまして、新年度の施設整備の予算を組んでおります。そういう中で、新年度の中でそういう課題をどうしていこうかという協議が進行中ということでもあります。

○6番（城森史明） ですから、特に草木問題を考えれば、非常に無駄な作業が入ってくるので、例えば草木はもう直接搬入してくださいとか、それか細かく砕く機械を買ってですね、かさばりますよ、草なんか。だから、細かく砕いて何かに使うとか、そういう施設を導入すべきだと思いますので、それは十分検討をお願いします。

○4番（沖園強） 若干、関連していますのでお尋ねしておきます。

あらましのほうが分かりやすいので、あらまし11ページ、36番の部分ですね。

先ほど御答弁で可燃ごみが週3回が週2回に、不燃ごみが週1回が月1回になると。そうすると、この委託費が前年より200万程度増額予算になっているんですけど、これ随意契約なんですか、まず1点確認しときます。

○市民生活課参事（松田勇一） 随意契約となります。

○4番（沖園強） そうすると、週3回が週2回、向こうに持ち込むのであれば理解できるんですけど、週3回が週2回になって、週1回が月1回になるのに、なぜ、増額予算になったのか、そういう積算根拠は何があるの。

○市民生活課参事（松田勇一） ごみ収集運搬委託事業者とは、収集回数の見直しについては、これまでも協議をしてまいっているところです。新年度の業務委託料についても、週6の収集体制には変更がないこと、それから不燃ごみにつきましては月1回に減りますが、1回当たりのごみ収集量も増えることなどが想定されており、これまでどおり収集業者としましては、収集車フル稼働の計画となっております。

ごみ減量化も期待しているところですが、可燃ごみの収集回数が3回から2回に減ることにより、若干、1回当たりのごみ量も増えるのではないかと、想定しているところです。

年間の内鍋清掃センターへの搬入台数は、これまでの台数とすると若干、減るような見通しは立てているところですが、燃料費の高騰、そういう部分もありまして、燃料費自体は増加しているところであります。

それと、新年度の委託料につきましては、車両の購入経費が入っております。収集車両を1台更新する予定でありますので、委託料の増加の要因となっております。

○4番（沖園強） 委託料収集業者が更新をされるんですか、市がされるんですか。なぜ委託業者が車を更新するのに、なぜ市がそこを見らんないかんの。

○市民生活課参事（松田勇一） 車両の購入につきましては、委託業者が車両を更新することになっておりまして、これを委託料の中で8年に分けて市が委託料として更新の部分も委託料の中で支払いをしているところでございます。

○4番（沖園強） ちょっとおかしいんじゃないの、営利事業でしょう、委託事業者は。それはおかしいよ。

○市民生活課参事（松田勇一） 廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令の中に、一般廃棄物の収集運搬、処分の委託の基準というのが第4条の中にあります。その中で、委託料が委託業務を遂行するに足りる額であるということです。委託を遂行するためには、車も必要ということでもあります。

○4番（沖園強） そもそも1社しかなくて、随意契約で毎年この委託料が契約されていくんですけど、事業者が2社あっても、3社あっても、1社であっても営利事業でやっていると思うんですよ、事業者は。なぜその事業者の車両更新を行政が見らんないかんとかっちゃうことですよ。

○市民生活課参事（松田勇一） 市がごみ収集運搬委託をしている業者につきましては、この業務しか行っていない業者であります。ですから、収集車をその業者が購入することでありまして、そこに事業者が自費というか営利目的ではなくて、委託収集運搬委託はもうけをさせる事業ではないということで、その部分も委託料の中で見ているところでございます。

○4番（沖園強） その事業者の燃料費はどこが見ているの。委託費の中に入っているんでしょ

う。

○市民生活課参事（松田勇一） 燃料費は委託料の中に入っております。

○4番（沖園強） それに基づいて、委託費の算出根拠になっていくんでしょうから。

ただ事業者っちゅうのは、営利目的ですよ、ボランティアでしている事業じゃないと思いますよ。ほかの南さつま市なんか2社か3社体制なんですけど、そのほかの市町村も構成市もその車両を見ているんですか、委託費の中で。

○市民生活課参事（松田勇一） 近隣の南さつま市、それから南九州市にも確認をしております、その部分については、それぞれ枕崎市と同様に委託料の中で、そういう車両の経費まで見ているということは確認をしているところでございます。

○4番（沖園強） どうも理解に苦しむんですが、当局は営利事業じゃないと言いますが、営利事業ですよ、我々から見れば。その委託費を算出するのに、ほかの構成市もそうしているって言われるんですけど、その8年ごとの更新といったら8年でリース料みたいになっているの、どうなんですか。

○市民生活課参事（松田勇一） 恐らく購入になっていると思います。1,100万円ぐらいの車両を購入しまして、これを8年間で委託料の中で本市が見ていくってことで予算を計上しているところでございます。

○4番（沖園強） その委託契約の中には、それはちゃんと規定されているの。8年に1回しかないことだが。

○市民生活課参事（松田勇一） 更新につきましては、8年っていうことではありません。車両も古いものについては、20年ぐらいたつ車もありまして、委託業者から、もうこれは更新しないと使えないという車両につきまして、更新をお願いをしているところです。

しかしながら、もう更新時期に来る車が結構現在あるというところでありますので、この部分が委託料として増加する部分には、今後なっていくのかとは思っているところです。

○4番（沖園強） 最後にしますけど、以前もこういう随意契約の体系で競争原理が働かないと。ほかにも同じ似たような車両を持って事業系の回収をしている業者もいるんじゃないのといった部分があったりしたんですよ。ただ、競争原理が働かないどころか、何で事業運営の中で使用する車両まで委託費で見らんないかんのかなというのがちょっと疑問ですね。

その辺は、構成市で協議をして詰めてくださいよ。要望しておきます。

この事業に、ふるさと応援基金活用事業となっているんですけど、予算書を見た限り、この一般財源、特定財源がふるさと応援基金になるんですけど、これで250万ですかね、応援基金が、ごみ収集運搬委託に。

○財政課長（佐藤祐司） その車両購入相当分をふるさと基金を充てております。

○4番（沖園強） 委託事業費車両公入分をふるさと応援基金を充てたと、委託費ですよ。

この予算書で見れば、ふるさと応援基金活用事業が90ぐらいあるんですよ。90ぐらいありますよね。これは、どこから見ても運営費だと。経常経費だというような事業が非常に散見されているんですよ。

そうすると、経常経費を応援基金、特定財源になるんですけど、潤沢であるからといって、ほんならふるさと応援寄附条例の1条、2条に照らしたときに、こんな運営費をなぜふるさと応援基金を充てるのかというのが十数件散見されます。

それは総括の時点で改めてお聞きしていきたいと思うんですけど、やっぱりふるさと応援基金条例の1条に基づいて、2条で事業名が決まっています。決まっていますよね。

今日の今までの衛生費までの中で気になるのは、衛生費では緊急医療施設運営事業、そしてこのごみ収集運搬委託費、総務費の電算費、明らかな経常経費ですよ。それと、応援寄附条例にもとると、条例の条項に。いっぱいありますよ。

最後までずっと審査する中でその都度お尋ねしてまいりますけど、そうすると、条例の中で第6条で基金の管理があって、その次に条例では繰替運用という条項があるんですよ。

どっから照らしても、今から当初予算の審査の中でその都度指摘していきたいと思うんですけど、ほかの費目にもまたがるんですが、平成30年は道路維持補修工事委託費のみでした。元年に、驚いたことに学校給食センターの配送業務が入ってきたと。3年になれば、そのごみ収集やら救急医療施設運営事業委託、そしてこの電算費なんていうのは4年度からですよ。

4年度にはいっぱい増えてきて、もうあまり事業が多かったから気になって、去年も若干気になったんですけどね。下水道事業負担金にとっては、基準替えを令和2年度よりやっているんですけど、4年度から法定内もやっていますよ。予算づけしているんですよ。ヘリポート管理運営委託費も土木費なんですけど、当て込んでいると、充当していると。

そして、ほかにサン・フレッシュ枕崎管理運営委託、社会体育施設管理運営委託、これは歳入のところでも指摘せざるを得ないんですけど、条例でいうこの繰替運用、確実な財政上必要があると認めるときは、7条で確実な繰戻しの方法。期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるよ。

今、いろいろ指摘したんですけど、この部分は繰替運用をその繰戻しの期間率等は定めているんですか。

**○財政課長（佐藤祐司）** 委員から御指摘のあった部分については、繰替え運用ではございません。基金の目的に応じて取り崩して活用している部分でございます。

この基金につきましては、平成29年3月議会で、振興計画の6つの区分を基本に、使途を改正いたしております。ですから、ソフト事業、ハード事業にかかわらず、振興計画にのっとった市の事業につきましては充当できるものと考えております。

それから、公有施設の老朽化対策にも活用しております、いろんな施設の管理費に充当している部分につきましては、維持管理費部分への充当です。

それから、最初はハード部分だけにしていたところもあるんですけども、やはり市が行う事業はソフト、ハード関わらず行ってきておりますので、ソフト事業についても充当を進めております。

来年度につきましては、総額13億2,100万円の取崩しを計画いたしているところでございます。

**○4番（沖園強）** 応援寄附条例を見た限り、私はもう経常経費、この部分についてはこじつけてといえ、こじつけて拡大解釈ができるのかなと思ったりもするんですけど、さっき言ったもろもろの事業は、私は無理があると。第1条の目的に沿っているのかなと、沿っていないないと思う。やはり、管理運営、委託、そういった経常経費なるものを、この応援寄附基金を活用した場合に、その寄附者のですね、枕崎市に寄せた好意そのものを反映していないと、その想いを反映していないと、1条に基づいた。

私はこれは経常経費で見るべき経費ですから、総括の時点までずっとお尋ねしていきたいと思っております。

**○財政課長（佐藤祐司）** 経常経費であれ臨時的な経費であれ、これまでも充当をしてきているところでございます。

ただ何に充当しないかというところを考えれば、人件費の類い、そして公債費の類いについては、これまでも充当してきておりませんし、それについては充当するつもりもこれからもございません。

**○4番（沖園強）** 後もってお尋ねしたいと思っていたんですけど、そういう答弁が返ってくると、土木費等でも交通安全対策特別交付金事業も当て込んでいると。これって費目は違いますが、もう今で指摘しておきますが、ですから基本的なことを指摘しておきますが、そこでも当然指摘しておきたいと思っておりますけど、基本的な部分を後まで答弁いただきますので、一応、そうい

ったことが散見されますので、総括までにいろいろ御答弁いただきたいと思います。

**○財政課長（佐藤祐司）** 今、交通安全対策特別交付金事業のことを話されました。

これまで交通安全対策特別交付金に関わる事業、柵の設置ですとか、そういう事業に関しましては、歳入の交通安全対策特別交付金の範囲内でやっておりました。しかしながら、交付金が減少する現状の中で、それだけでは事業に対応できないということもございまして、プラスアルファ部分をふるさと応援基金を活用して300万弱の特交金の中で500万に対象事業を膨らまして事業を執行しているところでございます。

**○4番（沖園強）** 後もってまたお尋ねしていきますので、結局、ふるさと応援寄附条例に沿った予算づけがなされているかということで疑問を抱いておりますので、また後もってお尋ねします。

**○9番（立石幸徳）** あらましの衛生費の最後のごみ中継施設ですね、これ簡潔に。

清掃業者との委託については、市民生活課参事が言われたとおりですね、廃棄物及び清掃に関する法律施行令の第4条を根拠にしているわけですから、私は何ら問題ないと思います。

そして、この中継施設を今後整備するに当たってですね、またいろいろ内容を聞くと、この事業も委託をしないといけないんじゃないかと。

先ほどから言われるように、資源ごみかれこれですね、そのときのまた当然、委託契約ちゅうのもやるとすれば発生すると思います。

ただここで聞きたいのはですね、新クリーンセンターが金峰にできるに当たって、何かこのごみに関するコストが非常に大きくなっていくんじゃないかと。

今まで内鍋で大半のごみ処理ができていたのに、クリーンセンターはクリーンセンターで建設費、運営費、市が大きな数十億の負担をする。そしてまた中継施設は、今度は枕崎市単独で運営をしていくという格好になるわけですね。

そこらについて、今度この500万で中継施設の基本設計の予算が出ていますけど、そのコストを減……。当然市民の便宜を図るということは大事ですけど、市民の便宜を図るために、やたらめったら金峰にも金使う、こっちの中継にも金を使うっていうことではですね、私は何のための4市での広域でのごみ処理かと。

この4市の広域での300億近くのですよね、いろんな契約ちゅうのを私は非常に、こんだけごみ処理に金がかかるのかちゅうびっくりするぐらいですよ。

それがまして今度は中継施設にまた今後営々と枕崎市が単独で負担をしていく。この辺については基本的にどういう考えで基本設計をやっていくつもりなんですかね。

**○市民生活課参事（松田勇一）** 新クリーンセンターが金峰のほうにできるということで、これまでのごみの処理の方法と違うのは、距離が出るということと構成市が増えるってところがあります。一番違うというところは、距離が遠くなって枕崎市に中継施設を造るという部分が新たな負担になってくるのかなと思います。

しかしながらその中継施設におきましても、これまでも行っています資源ごみの処理につきましては、内鍋で現在もやっているところで、これにつきましては、衛生管理組合から枕崎市の業務に移ってきます。ここにつきましては、有価物で歳入というのも出てくるかと思います。

その辺につきましてはこれまでどおりですけれども、中継をする部分は新たな業務ですのでどうしてもここには新たな負担が発生するということになります。これにつきましては、中継施設を設置しないというわけにはいきませんので、市民の利便性を考えますとどうしても、この負担というのは大事なところかなと思うところです。

あとは、ごみ処理に係る経費を抑えるためには、やはり、衛生管理組合の負担金というところに影響してくるのかなと思います。どうしても今の負担金の考え方でいきますと、均等割が3、それから搬入量割が7という部分があります。ここの部分でごみ減量化に努めていただいて、市

の負担を減らすという部分では、やはりこれからのごみの環境におきましては、まずは、枕崎市のごみ減量化に取り組むというのが、一番大切なところかとは思っているところです。

○9番（立石幸徳）最後に管理組合議会でもいろいろと発言させてもらっていますので、もう簡潔にですね、要するにこのごみに関するそのコストがこれだけなんだと、やっぱり市民に再度認識させるような手だてもやっていただかないと、ただその便利になりますからで終わる話じゃないと思いますのでね、ぜひコスト面もしっかりと市民に周知をお願いしておきます。

○5番（禰占通男）一般会計の75ページの保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業なんですけど、これコロナ禍において看護師を含めて、いろんな業務がほかの業種に比べて、劣悪っちゃうことじゃないけれど、処遇が低いということで、国会で見直されているところなんですけど、うちはこの約990万、これ、うちで保育士、幼稚園教諭、これは何名を対象にこの990万なんですか。

○福祉課長（山口英雄）保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業でございますけれども、これは御承知のとおり、国のほうが保育士とか介護人材もそうですけれども、ほかの職種よりも賃金が低いということで、月額9,000円、1人当たりの月額を引き上げるとということで、そういう方針を出しました。

その関係の処遇改善事業でございますして、令和4年度の10月以降分につきましては保育の公定価格のほうに反映させて単価を上げるんですけれども、それまでの分は令和4年の2月から引き上げるというふうになっていましたので、令和4年の2月分以降につきましては、国が暫定的に補助金で交付するということになっています。積算方法については、詳しくは担当係長から説明させます。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一）市内に5つの保育所と2つの認定こども園がありまして、総人数の職員が165名対象になります。

○5番（禰占通男）今、この990万、これって、160で割ればいいのか、それとも、職場にいて、いろんな地位的なものの給与の増減があるんだけど、これ、どうなるんですかね。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一）それぞれの施設ごとにおきまして、4歳以上児、3歳児、一、二歳児、乳児、その月初めの平均的な人数を足しまして、それに定員に応じた改定率の基準額の、例えば1人当たり1,700円とか、それを掛けまして、それを月で計算した総額になります。

○5番（禰占通男）金額的に一番下から一番上というのは、どのくらい差があるんですか。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一）単価で申しますと、一番高いのは、やっぱり乳児、ゼロ歳児であります。改定額は定員によって差があるんですけれども、50人定員で6,300円。あと、年齢が上がるに従って単価は低くなっていきます。4歳以上児ですと、例えば70名で1,700円とか、そういう形の単価になっております。

○5番（禰占通男）私が考えるところによりますと、今、おっしゃられましたけど、これ施設の法人でこれなんか差配がきくんじゃないですか。法人の考えでいろいろ差が出るんじゃないですか、どうなんですかね。

一応、保育士と幼稚園教諭というのは、ある程度の給与っちゃうのはもう大体決まっていると思うんですけど、ある程度の見本的なもの、それでほかの法人でばらばらじゃないですか。

だからそのこれが決まったときも、有識者からどれだけ効果があるか疑問だということもあつたんですけど、どう思われますか。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一）支給の仕方については、各法人、施設にお任せいたしますが、支給される補助金以上の人件費効果を出すようにということで、あと個々の保育士で差が出ることをないように、恣意的な評価が出ることがないようにということでガイドラインができております。

○5番(禰占通男) 本当にコロナで、職場でもコロナの危機、それを持って帰るわけにはいかんし、また職場にも持ち込むわけにもいかないっちゃう人の関係者ですよ。

もう我々、ただ家庭とここの議場なら議場でそれだけの関係を見ていればいいんだけど、この職っちゃうのはもう本当にもう大変だと思います。

そうした場合、今、交付金これがあって、この効果というかそれはどのようにして現れてくるんですか。何か報告があるんですかね。

○福祉課主幹兼社会係長(福永賢一) それぞれの施設から賃金改善計画を出していただいて、そしてまた実績報告もいただくことになっております。

○4番(沖園強) せっかくですから先ほどの質疑とかぶるかもしれないんですけど、あらましの6ページ、35番の電算費なんですけど、これ一般財源が1億0,600万。あと、当初予算で1億1,595万2,000円ということですので、約950万がふるさと応援基金と見ていいんですか。

○財政課長(佐藤祐司) 800万を自治体クラウド業務標準化調査に充てております。それからウェブ会議用タブレット購入、これに150万充てております。

○4番(沖園強) ここには顔出しはしてないわけですね、150万。

○財政課長(佐藤祐司) 電算費全体の金額をここで上げておりますので、明細としては書いてございません。ですけど、総額ではその中に入っております。

○4番(沖園強) ふるさと応援寄附条例の第2条の1号から7号まであるんですけど、どこに該当するんですかこれ。

○財政課長(佐藤祐司) 自治体クラウド業務標準化調査につきましては都市基盤の整備等に該当すると考えております。それから、ウェブ会議用タブレット購入等につきましては、用途の指定なしというところで充てさせていただいております。

○4番(沖園強) もう一遍言ってください。ウェブについては何に当たるんですか。

○財政課長(佐藤祐司) 先ほど申しましたように、用途の区分につきましては、振興計画の6つの区分で指定ができるというふうにされておまして、それを指定していただいた部分についての寄附額は、その合致するソフト事業、ハード事業にかかわらず充てさせていただいております。

しかしながら、寄附をされた方々が用途の区分なしという指定なしということで、寄附をされた部分については、その他の項目、ふるさと納税の返礼事業の事務費でありますとかそういうのに充てさせていただいております。その一環でウェブ会議用タブレット購入等についても150万は充てさせていただいております。

○4番(沖園強) 応援寄附条例には用途の区分、振興計画等はどこにもうたっていないんですけど、この条例条文を見た感じでは対象になるのかなと、これ指摘しておきます。

あらましの10ページ、11番の救急医療施設運営事業、在宅当番医制、病院群輪番制、これ特定財源が1,080万あるんですけど、これは応援基金活用事業のみですか。

○財政課長(佐藤祐司) 過疎債のソフト分とふるさと応援基金を充てさせていただいております。ふるさと応援基金につきましては福祉の健康増進等という分野で充てさせていただいております。

○4番(沖園強) 11ページの36番のごみ収集の部分なんですけど、応援寄附条例では第2条の何号に当たるんですかね。

○財政課長(佐藤祐司) 1号の生活環境の整備等というところで充てさせていただいております。

○4番(沖園強) この部分については、毎年度経常的な経費だと私見込んでいるんですけど、その経常経費という認識はどうなんですか。

○財政課長(佐藤祐司) 先ほど申しましたように、人件費とか公債費の類いは、ちょっと充て

先としてふさわしくないとと思いますが、経常経費、臨時的経費にかかわらず、市の事業にのっとったものについては、充て先としてふさわしくないとということではないというふうに考えております。

○4番（沖園強） その辺は拡大解釈と言えれば拡大解釈なんでしょうけどね、この応援寄附条例、条項そのもののわざわざ繰替運用等もここに規定しているわけですよ、早く言えば、例えばよく委員会等で指摘があるんですけど、なぜ南さつま市等と比べてクーポン券やそういうのができないのか、しないのかというようなこともあるんですけど、やはり、基金の場合は、何回も言うようですけど、こういった管理運営委託費等に充てるべきじゃないと。

まちづくりの寄附者の思いを反映したと、わざわざ第1条で書いてあるように、そういった事業に当て込まないと、経常収支そのものの捉え方といいますか、基礎的財政収支、プライマリーバランス、そういったものが崩れていくと思いますよ。総括までにほかの事業もまた指摘しておきたいと思います。

○6番（城森史明） 交通対策費に、減少しているから、ふるさと納税寄附金を使ったとありますが、どういうふうに使ったのか内容が分かりますか。

○財政課長（佐藤祐司） 先ほどの交通安全対策特別交付金のことだと思いますが、歳出としては500万円を計上しております。

そして、交通安全対策特別交付金が歳入で300万弱あったと思うんですが、その用途としては、先ほど申しましたように交通安全対策上支障が生じないように歩道の設置ですとか、柵の設置ですとか、区画線の設置ですとかそういうことをするように用途が決められております。

しかしながら、事業として300万の範囲内でそれを行うことが非常に厳しいですので、事業費を500万に増やして特交金の不足する200万分をふるさと応援基金を活用して事業を行っているということでございます。

○6番（城森史明） この交通安全対策費については、5年ぐらい前はたしか450万ぐらいだったんですよ。今280万ですよ、予算書を見ると。

そういう意味で、ふるさと応援寄附金というのはそういうところに活用すべきなんですよ。ですから、十分広い事業に採用されている。こんなに広い事業に活用されているんですよ。

経常経費に使うなということは一切載ってないんですよ。

こんなに多くの事業に、そして、子供たちの安全を守る交通対策費、これはもう300万ぐらい減らされているんですよ。200万程度では事業できないですよ、これで子供たちの安全を守ることもできない。

だから、禁止だの、法律に触れるわけじゃないわけでしょう、経常経費に使うというのが。だから寄附金というのは、感謝は返礼品でできますよ。返礼品を返すことによって、感謝の一部があるわけですよ。だから、寄附者の思いには応えていると思いますよ。

その経常経費に使うなという法律、条例はあるんですか何か。いや、ふるさと応援寄附金を経常経費に使うなという法律上の問題点はあるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） それはないと考えております。

○委員長（眞茅弘美） 費目のほうが広いので、あとはもう総括のほうでお願いできませんでしょうか。

○6番（城森史明） 交通費は総務費でしょ。ふるさと納税も関係は総務費でしょう。

○委員長（眞茅弘美） 全体に及んできますので総括のほうでお願いいたします。

○6番（城森史明） 総括で言わないでここでいいですよ、結論は出ているんですから。そう思うんで、もうこれでやめますよ私は、やめますよ。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——あと、何名いらっしゃいますかね。あとの方は総括のほうでお願いできないでしょうか。ちょっともう時間も押していますので、すみません

が総括のほうでお願いいたします。

議会費から衛生費までの審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時46分 休憩

午後 3 時55分 再開

**〔労働費～土木費〕**

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、労働費から土木費までの審査に入ります。

予算書の88ページから113ページまで、あらましの11ページから15ページまでになります。

審査をお願いします。

○11番（中原重信） あらましの12ページをお願いします。31番の入会林野整備事業について説明をお願いしたいと思います。

○農政課参事（小湊哲郎） お尋ねの入会林野整備事業について説明させていただきます。

入会林野整備事業は過去に4組合において平成24年度から平成30年度にかけて入会権者395人、認可筆数1,618筆の整備を行いました。その後、市民からの問合せや司法書士会からの要望があり、令和4年度において再度事業を行うものです。

○11番（中原重信） 例えばですよ、前は県の事業でしたよね、そのときに一応やったんですけど、まだ残った分があるんですよ、話がつかなくて。今度、これについてまた新たにそういう申請すればできるわけですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 市民等からの問合せがありますので、今後、市民等への周知を行い入会林野整備を進めていきたいと考えております。

○11番（中原重信） 地元説明会はいつ頃の予定ですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら要望の聞き取り等を行っていききたいと考えているところです。

○3番（上迫正幸） 今の入会林野ですが、前は組合に参加していないとできなかったと思いますが、今回もですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 前回と同様、入会権者、市民等からの要望を聞き取りながら、入会権者が整備組合を組織して進めていくということで、市の業務としては、要望の聞き取りや組合設立に向けた行政書士会等との打合せなどをやっていくことになります。

○3番（上迫正幸） 例えば、地元でなくて地元以外に土地とか持ってそれを変えたいという場合は、地元じゃなくてそちらのほうの組合に参加すればできるわけですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 要望の聞き取りについては市内、校区公民館単位で進めていき、要望を聞きながらその要望数に応じて、法務局の申請の兼ね合いもありますので、1組合になるのか、複数の組合になるのかは要望を聞き取った時点で判断することになるかと思います。（「はい、分かりました」と言う者あり）

○9番（立石幸徳） 労働費の日本語講座ですよ。

○委員長（眞茅弘美） 何ページでしょうか。

○9番（立石幸徳） 88ページ、これは3年度も日本語講座は予算が出ていたんですかね、労働費。

○水産商工課長（鮫島寿文） 令和3年度も実施をしております。コロナの状況を見ながら、1クールだけ実施をしております。

今回の予算は2クールということで1クール50人を5回、これを2クールということで考えております。今年度は1クールしか実施していないところで、コロナの関係がありまして感染状況を見ながら冬に1クール実施をしているところです。

○9番（立石幸徳） ほかの外国人研修生に対する予算もあるんですけど、今現在この外国人の雇用の状況といいたいでしょうか、コロナでどういうふうになっているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 外国人の在留関係で申し上げますと、技能実習生に限って申し上げたいと思いますが、3月1日現在で、農政も水産等も含めて220人となっております。そのうちで水産関係は200名近く今いらっしゃいますが、現在、本国のほうで待機をされている方が80名程度いらっしゃり、4月以降に入国をする手続を取っているところがございます。全国では留学生も含めて40万人ぐらい待機がいらっしゃるということで聞いておりますが、国のほうの入国制限が1日当たり3,500人だったものが1日当たり5,000人、7,000人と引き上げられていくということで、国のほうが方向性を持っておりますので、それに伴って順次入国して技能実習に当たると考えております。

○9番（立石幸徳） 今度は予算書、水産関係で99ページですね、水産センターの運営費327万2,000円が出ています。この水産センターの運営費はその負担をする団体、市のほうは今言ったように320万払うんですが、運営費はどういった団体が払っているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 水産センターにつきましては昭和60年7月に枕崎市、枕崎市漁業協同組合、枕崎水産加工業協同組合、枕崎鮮魚出荷仲買協同組合の4団体が出資し、財団法人として設立して、平成24年4月に一般財団法人に移行し現在に至っております。

今申し上げました4団体でお尋ねの負担金を拠出して、毎年、毎期の財団法人の管理運営に当たっているところです。その負担金の額につきましては、それぞれの団体が占有面積というものを割り振ってございますのでその占有面積で按分しております。また、電気代等につきましては子メーター等がありますので実費で支払っているということで、財団としての維持管理運営を行っているところです。

○9番（立石幸徳） その占有面積は大体分かっていないんですかね、どの団体が幾らの面積を占有しているっていう状況、あわせて各団体の負担金も分かれば教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 金額的な負担額というのはちょっと今手持ちがございませんが、建物の占有面積で申し上げますと、漁業協同組合が41.96%、枕崎市が34.28%、出荷仲買協同組合が17.75%、水産加工業協同組合が6.01%となっております。

○9番（立石幸徳） そこで、一般質問も通告した今度の3月議会です、最後の質問はできなかったんですが、実は2月上旬、7日か8日だったと思うんですが、静岡県警が水産センターに捜査に入ったと、水産センターちゅうか、建物内のある部分なんですけど。

それを枕崎の市民が、静岡県警が入っているのは水産センターの内部だなと分かった方が、なんで水産センターなんか捜査に入ることになるのと、この話が2月上旬はしきりに市民の間で話題になったわけですよ。

これは、どういうことで静岡県警が水産センター内を捜査するという事になったか、市のほうではどういうふうを確認しているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねは水産センターの1階の一角を借りている事業所のことだと思んですが、そのスペースにつきましては先ほど申し上げました構成団体の占有部分でありまして、当該構成団体の組合員が主にその1階のスペースを使っているところですが、それ以外の水産関係の事業者も入ってお借りしております。内容的には流通とか運輸、国の税関の出張所等も入っております。市内事業者に限らず貸していると同っております。

なぜ、そこに入っているかといいますと、水産センターが水産業の振興発展を目的に設立されていることから、そのような認識を持って構成団体の占有スペースについては、市内市外の区別なく、水揚げや輸送、保管、加工、流通、漁港機能の一翼を担っている業界の皆様の事業所として、また営業所としてお貸ししていると考えているところです。そこを借りている事業者が報道にあるような関係がありまして捜査を受けたということで認識をしております。

○9番（立石幸徳） それで、静岡の県警ですからね、鹿児島県警じゃない、捜査に入って、そして水産商工課長が言われたようにどの事業所、どの会社に入ったのかなあちゅう、市民はいろいろ推測する中でどうも焼津からの静岡のカツオを運送する運送会社が、その営業所が水産センターの中にあると、そこに捜査に入ったなど。それでですね、そっからの話で市民はなぜ、その本社は神奈川県らしいですけど、神奈川県あたりの運送会社の営業所がですね、枕崎水産センターにそういうところで仕事ができるちゅうか、そういう事務所が設置ちゅうかできるのと。

この部分でですね、課長がいろいろ、それぞれの団体の占有のところはもうそういう各団体がある意味で権限を持って使っているですよと、当然その家賃を取るんでしょうけど、各団体の権限で使用許可とか借用をさせているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねのセンター1階の事務所区画については、構成団体が建物を整備したときに、仕切り等については自分たちで費用をかけて整備しております。

お尋ねの事務所については、当初、市内の事業所が入っていた時期もございます。いろんな水産関係の団体の事業者も入っておりますが、構成団体とそれぞれお借りしている事業者が賃貸借契約を結んで事務所を使用していると考えております。

○9番（立石幸徳） 一番、市民として理解できないちゅうか、分からんのは、そういう各団体の権限でいろんな、それこそ全国各地の事業所、会社を入居ちゅうか、営業所なんかを貸せるんでしょうけど、全体的にこんな会社が入っているのとか、あるいは、いや、こういう会社が入ってもらっては困るよねみたいな、全体的にはチェックちゅうか、そういうのはどこもしていないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） もちろん入居のときにはどこどこが、会社が廃業になったり、そういった部分で空きスペースが出てきますので、その次にどこが入るといようなお話があって、その当時、数年前だったと思うのですが入居されたと思います。

もちろん先ほど言いましたとおり全然関係のない事業所が入るということではなくて、やはり水産関係の仲買の事業所であったり、今申しあげました輸送とか、保管、加工分野の事業者が入ってくるものと考えております。

○9番（立石幸徳） あまり長くなると、ほかの項目もありますのでね、少し整理していきたいと思うんですが、地方自治法の157条では地方団体の首長は、市長はですね、公的な団体、枕崎でいえば商工会議所、漁協、あるいは社会福祉協議会も入りますけど、そういった公的な団体は指導監督できるようになっているわけですね、これは自治法で規定していますから。

そういうときにですね、その法に基づいて、いや、こういう会社が入っているのという立場から、そういう静岡県警が捜査に入るような会社ちゅうのは、やはりチェックをすべきじゃないんですか。事が起きたんじゃないかと、市民からするとですね、何か捜査に入ったが、捜査に入った場所はれっきとした公共的な建物である水産センターだと、これどうなってんのと、どっかの街中の一角を何か借りた営業所でも何でもありませんよ。水産センターに、私はテレビ見てないですけど、もう市民は施設があれば、あそこは水産センターだと分かったと市民が言いますけどね。

そういう各団体がですよ、何でもかんでもちゅう言い方はおかしくなりますが、入居させている、あるいは借用をさせている企業、会社ちゅうのはぱっとチェックできるようにはなっていないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねの地方自治法第157条の公共的団体の総合調整権ということで、委員の御意見だと思いますが、入居時点ではそのようなチェックはされたと思っておりますが、入居後にですね、その事業所の内容とかこちらのほうで調査とかそういったものはしていないところですよ。法人としてですね。

また、地方自治法第157条の総合調整権に関する規定がございますが、それに基づいた普通地

方公共団体の長はそういった指揮監督とそういった部分もございますが、それについても今のところは私どものほうで調査するとか、何かお聞きするとかということはしておりません。今のところは報道された案件については重く受け止めているところですが、今現在のところは見守っているという状況であります。

○9番（立石幸徳） 入居のときはチェックしたちゅう説明ですが、これはいつ入居したんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 平成24年ということで10年ほど前でした。

○9番（立石幸徳） 10年間水産センターでどういった事業をやったのか、非常に結果から見ればなんでそういう会社が10年も水産センターにいるのちゅう感じを受けるんですけどね。

そこで、最後の質疑ですけれど事業者に市として、立ち退き命令、いや、こういうことでは非常におかしくなりますがちゅうことで、施設から出ていっていただきたいというようなことはできないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 財団法人の建物ということはもう御承知のことだと思うんですけど、財団法人のほうでもし今後そういったことが必要あれば協議をされて何らかの対応はあるかもしれませんが、現在のところ先ほど言いましたとおり、今、捜査には入りましたが私どもも財団法人としても情報を得ておりませんので、現在の状況を見守っていくということで、法人としても考えていると聞いております。

○3番（上迫正幸） あらましの11ページ、農林水産業費から農業機械導入補助というのがあります。これの説明をお願いします。

○農政課長（原田博明） この事業は認定農業者等担い手育成対策事業の中の農業機械導入費になります。認定農業者等が農産物の生産性や品質の向上、収量増、生産安定、規模拡大などを図る目的で遊休農地等を有効活用するなど農業機械の導入及び機械機器の賃借料を必要とすることに対し、経費の一部を助成する事業です。農業機械導入費は50万以上の機械及び耐用年数の5年以上の機械ということで設定しています。補助率2分の1以内、上限が100万円を設定しています。

この事業につきましては令和3年度から開始しました。令和3年度においては補助率が3分の1以内、限度額が100万円ということで設定しました。ただ、現在農業を取り巻く状況が大変厳しいということもあります。また、基腐病の対策で多大な経費がかかっているということもあり、補助率を2分の1以内で設定したところです。

○3番（上迫正幸） 補助率が3分の1から2分の1に拡大されたということですね、はい、分かりました。

○13番（清水和弘） 12ページですね、8番鳥獣被害対策事業なんですけど、最近のイノシシとかいろんな鳥獣被害があると思うんですけど、今現在の枕崎市における鳥獣等の被害状況は昨年と比較してどういう状況なんですか。

○農政課長（原田博明） 有害鳥獣の捕獲実績ということで答弁させていただきます。令和2年度は、イノシシが174頭、タヌキ・アナグマが151頭、カラスが118羽、合計443件の実績でした。令和3年度の有害鳥獣捕獲実績は、今現在でイノシシが152頭、タヌキ・アナグマが222頭、カラスが268羽、合計で642件の実績です。

○13番（清水和弘） 猟友会のメンバーも大分高齢になつとると思うんですけど、平均年齢は幾らぐらいになつとるんですか。そして、また猟友会のメンバーは何人ですか。

○農政課長（原田博明） 現在、登録されている猟友会員は30名となっています。平均年齢につきましては、昨年も答弁いたしましたけど、昨年の平均年齢でいきますと63歳と把握しています。

○13番（清水和弘） タヌキ、カラス、イノシシと言いましたけど、最近はですね、キツネも出とるというふうに私のところには報告が来とるんですよ。私も回ってみたら、足跡が小さいん

ですよ。この辺はキツネは小さい動物だからそんなに被害はないと思うんだけど、そういう状況は出ていないんですか。

○農政課長（原田博明） キツネの報告といたしますか、目撃情報等は確認していますが、キツネは捕獲対象ではありませんので、農政課としてはキツネが出たということであっても、捕獲の対象とはしていないところです。

○13番（清水和弘） 捕獲の対象になっていないというその理由は何ですか。

○農政課長（原田博明） 鳥獣保護管理法の中で保護鳥獣ということで設定されていて、捕獲の対象にはなっていないということです。

○13番（清水和弘） 私、連絡した人たちのところ見に行ったらですね、キツネの被害とイノシシの被害ちゅうのは歴然と私も見て分かりました。そういうのを見た場合ですよ、私に連絡をした人たちは本当もう80に近い人たちがばっかしで、もう捕獲もできないような状況だから、どうかしてくれということだったんですけどね。

若い人たちに対して、この猟友会に入ってもらおうとか、そういう活動は全くしていないの。

○農政課長（原田博明） 農家の方々から、鳥獣被害が出て、対処してほしいというような報告がありますので、そのときには若い農家の方々に、捕獲免許を取って御自分で捕獲することもできますよと紹介をして、猟友会に入って活動をしませんかというようなお誘いはしています。

ただ、捕獲するということに対しての抵抗とか、様々な要因で、猟友会に入っていないというのが実情です。

○13番（清水和弘） 私も呼ばれて見に行くんですけどね、最近、イノシシ、キツネの場合は午前中、早いうちなのかな、イノシシの数は相当増えていますよ。それで、私は農家の人たちに話をするんですけどね。電柵をかけたことによって個体数が減っていないんだよと。個体数は大分増えとると思うんですよ。その個体数削減については、今の電柵で十分だと思っているんですか。

○農政課長（原田博明） 電気柵は農作物等への鳥獣被害対策です。捕獲の対策といたしましては、わなの設置や銃猟での捕獲で、猟友会の方々に御協力をいただいて対処しております。

基本的には鳥獣保護ということもありますので、農作物に対して被害のないように畑の中に入って来ないようにということで電気柵を設置しております。このため、農作物の被害対策としては有効な手段と考えております。

個体数の削減ということにつきましては、先ほど言いましたように銃猟での捕獲、またわなでの捕獲ということに努めているところです。

○13番（清水和弘） 電柵によってですよ、個体数が減りましたか。

○農政課長（原田博明） 個体数を減らすために電柵をしているということではありません。先ほども答弁いたしましたが、農作物の被害対策として対策を取っております。

電柵で個体数が減ったかということに対しましては、減っていないということです。

○13番（清水和弘） 結局、個体数が増えるからこそ、被害が増えていくんじゃないですか。そういうことはないんですか。

○農政課長（原田博明） 個体数を減らすために猟友会の方々の御協力を得まして、わなの設置、また銃猟での捕獲ということで、現在努めているところです。

○13番（清水和弘） 私は今、南さつまの猟友会とも話をしとるんですけどね。やっぱり、先ほども課長も言われましたよ。高齢者が多なっていると。

そういう場合も、私も枕崎の猟友会のメンバーを見て、これはもうちょっと可哀そうと言ったら失礼になるかもしれないけど、私が南さつまの話ができるということで、私は南さつまの猟友会の人と話したら、それはいいですよという話だったんですよ。

それですね、南さつまの猟友会と枕崎が組織を1つにして活動することは考えられないです

か。

○農政課長（原田博明） 現在、南さつま市の猟友会の方々と、広域捕獲に向けた取組も実施しております。市境である道野地域と上竹中地区との接点である中山地区、また清原地区ですね。そういったところでの広域捕獲を南さつま市の猟友会の方々と一緒に取り組んでいます。

○13番（清水和弘） もう一か所ですね、ごみ捨場、内鍋のですね、あの辺は禁猟区域なもんだから、イノシシが相当増えとるんですよ。その辺に対しては、どのような対策をやっとるんですか。

○農政課長（原田博明） 御質疑の内鍋清掃センターのある区域につきましては、特定猟具使用禁止区域、銃猟禁止区域ということになっておりまして、銃猟での捕獲ができない区域で、わなの設置で対処しているところです。

○13番（清水和弘） 内鍋清掃センターの周辺ですよ、捕獲されたイノシシとか、そういう捕獲数はどのくらいあるんですか。

○農政課長（原田博明） 内鍋清掃センターの中とか、付近では、捕獲の実績は報告はないです。ただ、少し離れた塩屋地区に下りてきたイノシシ等につきましては、捕獲実績があるところです。

○13番（清水和弘） 今、私栗野地区のメンバーに頼んでですね、捕獲をしてもらっとるんですよ。去年も7頭か8頭捕ったという話だったんですけど、やっぱり広域にですよ、栗野集落は坊津町になるわけだから、それはこちらのほうから頼んでいけば、返事はしてもらえと思うんだけどな。その辺は考えていないの。

○農政課長（原田博明） 有害捕獲指示は、南さつま市の猟友会ですので、本市のほうからの指示はできません。ただ、現在は、猟期内ですので、猟期内は免許を持っている方につきましては、猟をすることは可能ですので、栗野地区の方々が来ているということはあるかもしれません。

ただそこにつきましては、本市のほうで把握できていないということです。

○13番（清水和弘） 栗野地区の方、猟友会っていいのか、わなの免許を持った人たちをお願いすることはできないわけですね、できるの。

○農政課長（原田博明） 先ほど答弁いたしました、栗野地区の猟友会には有害鳥獣捕獲の指示はできません。

○13番（清水和弘） 私は思うに、内鍋のあの辺から見たら分かると思うんですよ。相当いますよ。だから、私は栗野地区の人たちに頼んでわなとかかけて去年も七、八頭捕ったという報告はあったわけですよ。ごみ捨場に行ったら分かると思うんですよ。いっぱいいますよ。ひどいときなんか五、六匹一緒に出てくるときがありますよ。それが、人に被害を加えないってことではないと思いますからね。

その辺も考えて、もうちょっと広域に、できるもんならですね、こっちから頭を下げていくほうがいいんじゃないですか、その辺はもうやる考えはないですか。

○農政課長（原田博明） 先ほども答弁しましたが、南さつま市の猟友会員に対しての指示ということではできません。ただ、本市も本年度から、猟期内につきましても、有害鳥獣の捕獲指示を出せるようにしました。

現在、猟期内での捕獲につきましても、13回指示をいたしまして、10頭の鳥獣を捕獲しているという実績もございます。

そういったことで、農作物に被害を与えている鳥獣また、市内の民家にも出てきている鳥獣に対しましては、猟期内でも捕獲できるように指示をしているところです。

○4番（沖園強） 猟期内の捕獲ができるようになったと。そうすると、報償金はどうなっているんですか、猟期内は。

○農政課長（原田博明） 報償金も支払えるように対応しております。

県からの補助金につきましても、県のほうが12月までの捕獲につきましては、今年度の支払

いで可能ということになっております。

本年になってからの捕獲につきましては、令和4年度の予算で支払うということで対応しております。

○4番（沖園強） 近隣市の報償金の状況はどうなんですか、本市と若干違うんじゃないですか。

○農政課長（原田博明） その単価につきましては、県の単価と市の単価ということでしょうか。

それとも隣接市と比べてということでしょうか。（「そうです」と言う者あり）はっきり確認しておりませんが、隣接市等の金額の比率は、数年前に金額を上げましたので、同額と考えております。

ただ、捕獲したイノシシをジビエ等の利用をされた場合には、県の単価が若干上乘せされるようになっております。

○4番（沖園強） 総括までに近隣市の状況をお示しいただければと思います。

○農政課長（原田博明） 調べておきます。

○12番（東君子） 噛みつき猿は、枕崎には出たことはないですか。

○農政課長（原田博明） 猿等について人に対して危害を加える場合には、基本的には、警察、また総務課の危機管理対策係で報告を受けて、対処するということになってはいますが、農政課にも猿の目撃情報等が入ってきます。

ただ、人に対して直接危害が加えられたというような情報につきましては、最近では聞いていないところでございます。

○12番（東君子） 私は南さつまの大浦ってところで2度ほど母親猿、子供を連れて、すごい気性が荒くてこっちに向かってきたことがあったんですけども、そのときの南さつまのポスターが、1匹、噛みつき猿捕まえたら20万というポスターが貼ってあったんですけども、枕崎のほうではぱったり危ない動物と出くわしたときの対処法の学習会とかされたことはありますか。

○委員長（眞茅弘美） 東委員すみません、猿に関しては有害ではなく防犯のほうになりますので。（「はい、分かりました。すみません」と言う者あり）

○農政課長（原田博明） 猿につきましては、先ほど答弁したように、基本的には警察とか危機管理対策係での対応となるんですが、猿も農作物に被害を与える場合は有害鳥獣の対象になります。ただ、猿を捕獲するとか、鉄砲で打つということは猟友会の方々も好んでしません。ですから、基本的には、追い払いという対応になります。

ですから、目撃情報等があったときには、危機管理対策係から、学校関係、また警察、消防等に連絡をして、人に危害が加えられないように、また広報車で注意喚起を促したり、パトロールを実施するというように対応しているところです。

○10番（下竹芳郎） 商工費の25番火之神公園整備事業、これキャンプされる方も多くなっているんですが、この駐車場は今ある駐車場の場所に造るんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 現在、アスファルト舗装をして、ラインをしてある部分、駐車場が20台あります。20台に対しまして、今回、火之神公園整備事業で2,800万8,000円計上してありますが、34台分の整備をしようかと思っております。

内容的には、身障者用の駐車場2台分、通常の駐車場を32台分、合計34台と考えております。

高速道路のサービスエリアにあります屋根つきのものも考えております。高齢者とか障害のある方が観光旅行を楽しめるように、ユニバーサルツーリズムということで、そういった考えの下に火之神公園のほうも駐車場の整備、増台をしようかと思っております。

現在、20台ほど整備をしてありますが、3月に入りましてからもまた、2月の最後の週の土日も天候がよくて、30台以上止めている状況が見受けられました。

こういったことで、駐車場のほうを拡充を図っていこうかと、これまでの議会でも火之神公園

の整備をしないのかという御意見もありましたが、利用の状況を見て、駐車場のほうの整備をしていきたいと答弁しておりましたが、今回、令和4年度にこの事業で整備を進めていきたいと考えております。

○10番（下竹芳郎） 今、34台の駐車場整備をすると伺ったんですが、火之神公園はバイクツーリングとかもたくさん来るんですよ。大型バイクの専用の駐輪場ちゅうか、そういうのはないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 現在のところ、駐輪場という位置づけでの駐車スペースは設けておりません。今回整備をします20台プラス14台で合計34台にしますが、これについても駐輪場という位置づけのスペースは取っておりません。

しかしながら、少し砂利敷きの駐車スペースといえますか、用地は併せて確保して、そういった用途にも使えるように有効的な使い方をしようかなと考えております。

今、おっしゃいましたとおり、二輪車での利用も結構ありますので、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

○10番（下竹芳郎） キャンピングカーでも来られる方がいるんですが、そのキャンピングカーに対応したパーキングスペース、そういうのは考えなかったんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） キャンピングカーで来られる方もいらっしゃいますが、それ専用の駐車スペースでっていうのは考えておりません。オートキャンプ場みたいな形で利用となると、やはり考え方が変わってきますので、その部分については、もしオートキャンプ的なものをするとなれば有料化しないといけないと考えております。

私どもとしては、やはり幅広い人に使っていただけるように、駐車スペースを多くして、今ある駐車場の区画線も少し変えて、身障者用の駐車スペースをしっかりと確保した上で駐車スペースの増大を図っていきたいと考えております。

○10番（下竹芳郎） 将来的には、そういうオートキャンプ場の整備なんかもまたよろしくお願いいたします。最後に完成はいつでしたかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 公園駐車場の整備につきましては、公有財産の購入費も計上しております。民有地を買ってそれからの整備となっておりますので、いついつまでに完成ということではなく、令和4年度中の完成を目指すということで御承知おきいただきたいと思っております。

○7番（吉松幸夫） 今の駐車場の件で、最近、電気自動車とかPHV車が結構多くなってきているんですけども、充電設備も併せて計画に入っているんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 充電設備はありません。

○13番（清水和弘） 駐車場の隣ぐらいにまた空き地があるんですけどね、あそこは私有地だと思うんですけど、あの辺に喫茶みたいなのを造ることは許可できてないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今舗装してある駐車場のほかの部分は民有地であります。ですので、喫茶店のどうのこうのという話は私どもは考えておりません。

○4番（沖園強） あらましの12ページ、12番、農業次世代人材投資事業補助、令和3年度の実績はどんぐらいい、4年度の計画は何人ぐらいいを考えていられるんですか。

○農政課長（原田博明） 令和3年度の対象者につきましては、6名でございます。この6名が令和4年度に継続して受けられるということになります。

令和4年度の事業につきましては、今回、国が新規就農者育成総合対策事業という事業を新設いたしました。1,000万を限度としての支給をするということで、新たに計画をしていますが、まだ内容がしっかりと決まっていない状況になっておりますので、令和4年度の対象につきましては、内容次第ではまた補正なりで説明したいと考えているところです。

○4番（沖園強） 今日、もうここまで終わらせるんですか。

○委員長（眞茅弘美） 5時前になりますが、一応これで終わりますか。どうされますか。

ほかにある方、4名ですね。

それでは、明日ということで、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（眞茅弘美） それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時54分 散会